

高梁市景観計画

(第2期)

備中高梁の風情を活かす景観まちづくり



高 梁 市

ごあいさつ

高梁市は、岡山県中西部の吉備高原に位置し、県下三大河川の一つである高梁川とその支流が流れる、美しく豊かな自然に恵まれた都市です。

豊かな自然に育まれたこの地には、固有の文化が生まれ、現存12天守の一つである備中松山城とその城下町が形成する風情ある風景、伝統的建造物群保存地区であり日本遺産にも認定された吹屋地区のベンガラで彩られた町並みといった特徴ある景観が、周囲の自然との美しい調和を見せています。

また、備中神楽、渡り拍子、松山踊りなどの民俗芸能、各地域固有の祭りやイベントが開催され、地域のにぎわいが創出されています。

しかし、高齢化や後継者不足により良好な農村風景が失われ、歴史的建造物の老朽化等による取り壊し等が増加し町並みの調和が崩れるなど、良好な景観が保てない状況が進んでおり、また、民俗芸能の伝承も難しくなっています。

本市固有の景観は、長い歴史の中で培われてきたものです。これは一度失ってしまうと二度と元には戻らない、貴重な本市の財産です。景観保全のために様々な取組を行うとともに、これらと調和した新たな景観をつくっていく取組が必要になります。

本市では、景観法に基づく諸制度を活用した景観まちづくりを進めるため、平成25年11月に景観行政団体へ移行し、平成26年7月に「高梁市景観計画」を策定、市民の皆様のご協力のもと、景観づくりに取り組んできました。

このたび新たに策定した第2期計画においても、引き続き『備中高梁の風情を活かす景観まちづくり』を、市民・事業者・行政との協働により進めていき、市民の皆様が誇りと愛着を持って、「いつまでも住み続けたい」と感じられる、魅力ある景観づくりに努めて参りますので、これまで以上のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご審議をいただきました高梁市景観審議会委員をはじめ、ご協力ご提言等いただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

高梁市長 石 田 芳 生



目 次

序章 景観計画について

1. 計画策定の背景	1
2. 「景観」と「景観まちづくり」	2
3. 景観計画の目的と役割	3
4. 景観計画の位置づけ	4
5. 計画期間と見直し	4

第1章 景観特性

1. 景観構成	5
2. 景観特性を把握する視点	7
3. 景観特性	8
3-1. 自然の景観	8
3-2. 歴史・文化の景観	9
3-3. 暮らしの景観	10

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画の区域	11
2. 景観まちづくりの基本目標	12
3. 景観まちづくりの基本方針	13
3-1. 自然の景観	14
3-2. 歴史・文化の景観	15
3-3. 暮らしの景観	16

第3章 地域別景観まちづくりの方針

1. 地域別景観まちづくり	17
2. 高梁地域の景観まちづくりの方針	18
3. 有漢地域の景観まちづくりの方針	23
4. 成羽地域の景観まちづくりの方針	28
5. 川上地域の景観まちづくりの方針	33
6. 備中地域の景観まちづくりの方針	38

第4章 重点地区景観まちづくりの方針

1. 重点地区の指定要件	43
2. 高梁城下町地区の景観まちづくりの方針	44
3. 吹屋周辺地区の景観まちづくりの方針	54

第5章 良好な景観形成に向けた取り組み

1. 良好な景観形成のためのルール	61
1-1. 良好な景観形成のための届出	61
（1）普通地区の届出対象行為	62
（2）重点地区の届出対象行為	64
1-2. 景観形成基準	67
（1）普通地区の景観形成基準	67
（2）高粱城下町地区の景観形成基準	70
（3）吹屋周辺地区の景観形成基準	99
2. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針	102
（1）景観重要建造物の指定の方針	102
（2）景観重要樹木の指定の方針	102
3. 景観重要公共施設の整備に関する方針	103
（1）景観重要公共施設の指定の方針	103
（2）景観重要公共施設の指定	103
（3）景観重要公共施設【高粱川】の整備に関する方針	103

第6章 景観まちづくりの推進

1. 連携と協働による景観まちづくり	105
2. 景観まちづくりの推進に向けた施策	107
（1）景観まちづくりの啓発	108
（2）市民などの自発的な景観まちづくりの推進	109
（3）推進体制の整備	111
（4）景観施策の展開	113
（5）公共施設の景観形成	114

序章 景観計画について

1. 計画策定の背景
2. 「景観」と「景観まちづくり」
3. 景観計画の目的と役割
4. 景観計画の位置づけ
5. 計画期間と見直し

1. 計画策定の背景

高梁市は、岡山県中西部に広がる吉備高原に位置し、高梁川とその支流である成羽川、有漢川などの流域や山間部の豊かな自然は、人々に多くの恵みをもたらし、固有の文化を育んできました。

近世には幕藩体制のもと、備中松山藩を中心に繁栄し、今でもその面影を残す城下町の町割りは江戸時代初期に完成しました。中国山地の鉄や葉煙草、米、銅、生綿、漆などの集積地となり、高梁川を下り江戸、大坂へ運ばれたことにより、高梁川河岸から松山往来に沿って城下町が広がり発展してきました。

こうした城下町の歴史・文化的資産を大切にしながら、近年では大学などの高等教育機関が集積する学園文化都市として発展し、道路、公園、上下水道、公営住宅、病院、学校などの社会資本が整備され、備中高梁駅とその周辺、幹線道路沿いの商業地などの都市機能の充実が進んでいます。

本市では、石火矢町^{いしび やちよう}と吹屋地区^{ふきや}が昭和 49 年に岡山県から「ふるさと村」に指定され、昭和 52 年には吹屋地区が国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。また、岡山県景観条例により、県民の誇りとなる景観を有する地域として、平成 2 年に高梁城下町の一部とその周辺の山並みが「高梁景観モデル地区」に指定され、平成 4 年に吹屋地区が「吹屋背景保全地区」に指定されました。

平成 7 年には、高梁都市計画で頼久寺庭園^{らいきゅうじ}からの愛宕山^{あたごやま}の借景を保全するため、地域住民の同意を得て建築物の形態・意匠、高さ制限を規定した「奥万田地区地区計画」を定めました。さらに、高梁城下町地区の歴史的町並み保存地区や吹屋伝統的建造物群保存地区では、町家などの修景・保存修理に対して補助を行うなど町並みの保全にも取り組んでいます。

そうした中、平成 16 年に、我が国ではじめての景観に関する総合的な法律である景観法が施行され、地方公共団体が景観行政団体として、景観施策を主体的に行うことが可能となりました。

本市では平成 21 年度に策定した「高梁市新総合計画」及び平成 22 年度に国から認定された「高梁市歴史的風致維持向上計画」に景観計画策定の必要性が掲げられました。

このような経緯の下に、「高梁市景観計画」を策定し、本市にふさわしい景観を守り育て、市独自の景観形成を市民、事業者、市民団体・NPO 法人、行政の協働により進めるための指針を示します。

2. 「景観」と「景観まちづくり」

「景観」という言葉は、目に見える対象の姿や形を表す「景」という文字と、私たちが感じるものや印象を表す「観」という文字が組み合わされた言葉です。つまり、「景観」という言葉は、「まちや地域がどのように見え」、それを「どのように感じるか」と捉えることができます。

「景観」は短期間に完成されるものではなく、長い時間をかけて培われていくものであり、自然や町並みといった目に見える姿・形だけではなく、地域の歴史や文化、人々の暮らしや経済活動、そこに息づくさまざまな要素や背景が重なり合って見えてくるものです。

そして、「景観」は見た目の美しさだけを求めるものではなく、地域の自然や気候、歴史や文化を映し出し、そこに住む人や訪れる人が愛着と魅力を感じるものであることが大切です。

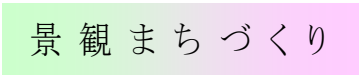
 景 目に見える対象の姿や形を表す「景」

 観 私たちが感じるものや印象を表す「観」

  景観 地域の自然や気候、歴史や文化を映し出し、そこに住む人や訪れる人が愛着と魅力を感じるもの

こうした「景観」を次世代に引き継いでいくことは、市全体の価値を高めることになり、「まちづくり」の重要な要素の一つであると考えます。景観づくりの取り組みは、まちづくりの担い手を育て、来訪者との交流によって地域が活性化され、ふるさとへの誇りを育んでいきます。

本計画では、「市民、事業者、市民団体・NPO 法人、行政の協働による地域にふさわしい良好な景観づくり」を「まちづくり」として取り組んでいくことを意図して、「景観まちづくり」という言葉を使用します。

 景観まちづくり

「市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政の協働による地域にふさわしい良好な景観づくり」を「まちづくり」として取り組んでいくこと

3. 景観計画の目的と役割

【景観計画の目的】

本計画は、景観法に基づく様々な制度を有効に活用しつつ、先人から引き継いできた本市固有の景観を守り、育て、創造していくため、景観まちづくりを推進していく景観形成の指針を定めることを目的とします。

【景観計画が担う3つの役割】

景観計画は、次の役割を果たします。

■景観特性の共通認識

美しい景観を守り、育て、創造していくためには、まず、本市が有するさまざまな景観を把握し共有することが必要です。市全域や地域別の視点や市民が親しみ大切に感じている視点から、景観特性を明確に示すことで、未来へつなぐべき景観に対する市民共通の認識を深めるための役割を果たします。

■景観まちづくりの推進

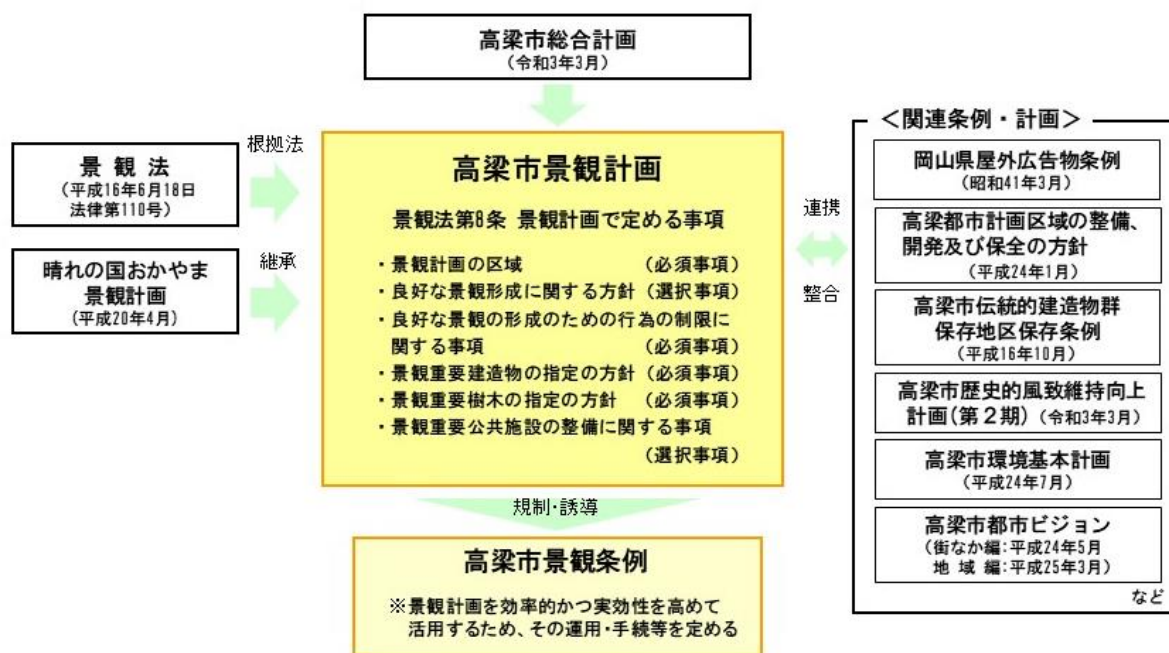
これまでの景観に関する取り組みを充実・強化するとともに、「高梁市総合計画」に掲げている都市像「健幸都市たかはし」の実現に向け、景観の視点から取り組みを示し、景観まちづくりを推進する役割を果たします。

■市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政の連携・協働を促す共通の指針

市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政などの多様な主体が景観形成の目標や各々の役割を理解・共有し、景観法に基づく諸制度を積極的に活用しながら、連携と協働による景観まちづくりを推進するための共通の指針としての役割を果たします。

4. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体として本市が定める景観形成の基本的な指針となるものです。これまで本市の景観形成の指針としていた「晴れの国おかやま景観計画」を継承し、「高梁市総合計画」などの上位・関連計画との整合と連携を図りつつ、本市の良好な景観形成に関する方針や具体的な取り組みを示すものです。



5. 計画期間と見直し

本計画の計画期間は、令和7年度から概ね10年間とします。

なお、「高梁市総合計画」などの上位・関連計画の見直しなどに応じて、実情に即した計画内容の見直しを行うものとします。

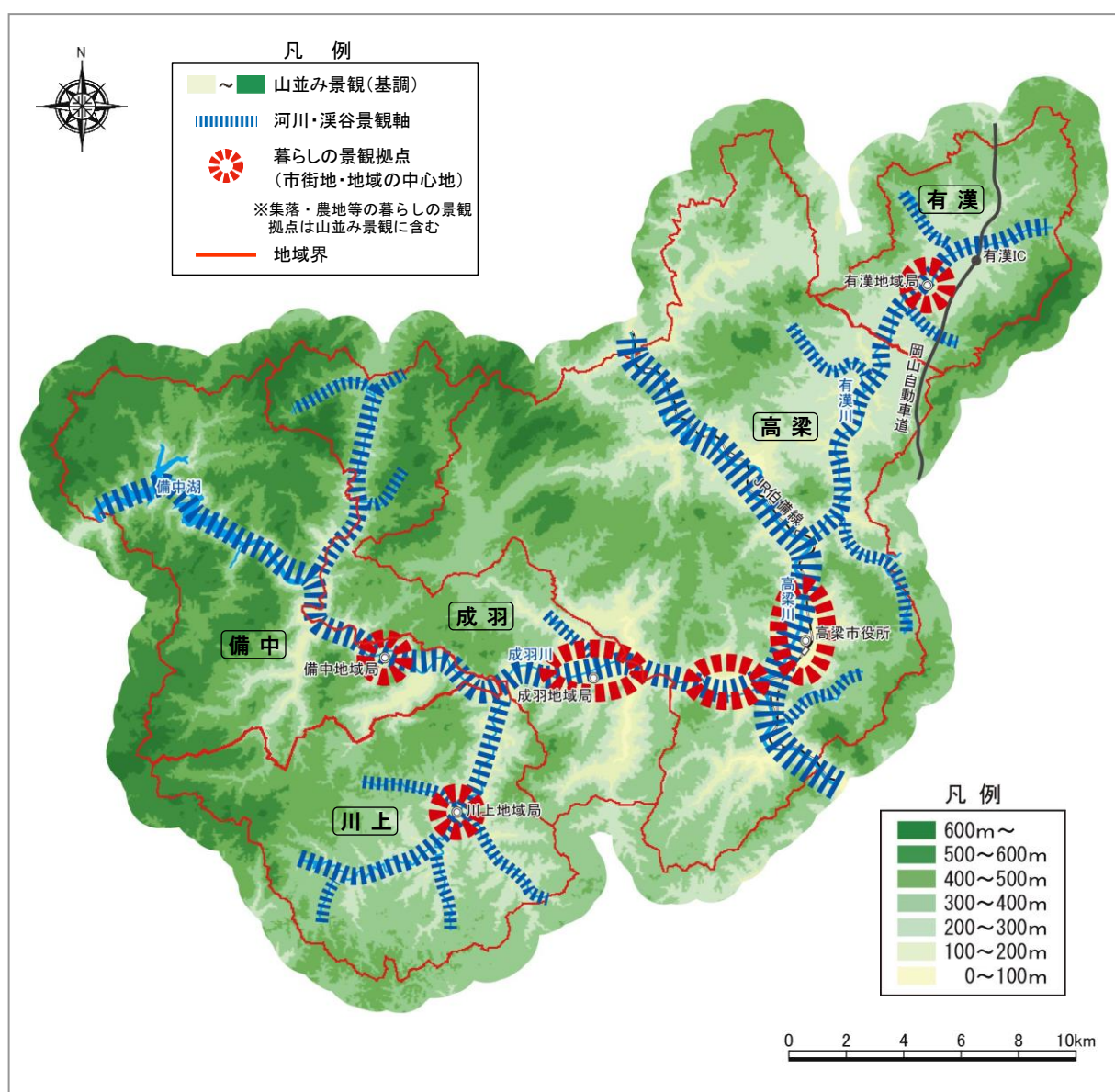
第 1 章 景観特性

1. 景観構成
2. 景観特性を把握する視点
3. 景観特性
 - 3-1. 自然の景観
 - 3-2. 歴史・文化の景観
 - 3-3. 暮らしの景観

1. 景観構成

本市の景観を概観すると、なだらかな吉備高原の「山並み景観」を基調に、山地に深い谷を刻みながら流れる高梁川や成羽川、有漢川などの連続性のある「河川・溪谷景観軸」、河川沿いや高原上の平地などに古くから人々が暮らしてきた市街地や地域の中心地、集落などのまとまりのある「暮らしの景観拠点」に大きく捉えることができます。

こうした景観は、「高梁」、「有漢」、「成羽」、「川上」、「備中」の各地域において、地域固有の自然、歴史・文化、人々の暮らしなどの様々な要素が重なりあって地域性豊かな景観が形成されています。



景観構成の概念図



なだらかな吉備高原の「山並み景観」



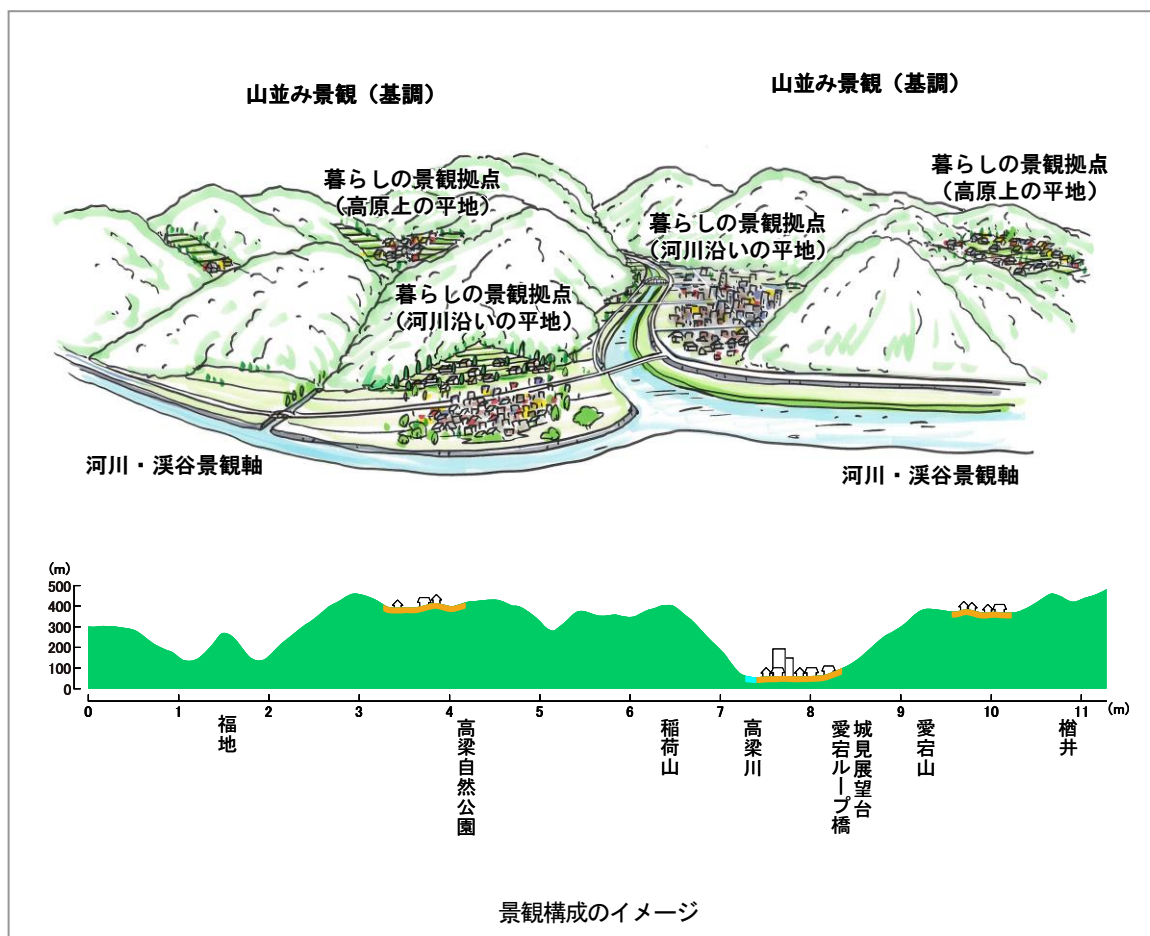
高梁川や成羽川などの「河川・溪谷景観軸」



河川沿いの平地に発達した市街地の「暮らしの景観拠点」



高原上の平地に発達した集落の「暮らしの景観拠点」



2. 景観特性を把握する視点

本市全域の景観は、「山並み景観」「河川・溪谷景観軸」「暮らしの景観拠点」から大きく構成されますが、景観は目に見える要素だけではなく、地域の自然や気候、歴史や文化、人々の暮らしや経済活動など、さまざまな要素と背景が重なり合って見えてくるものです。

本計画では市全域及び各地域の景観特性を次の3つの視点から把握した上で、景観まちづくりの基本目標や基本方針などを定めます。

自然の景観 山々や川の流れなどの自然が織りなす季節感あふれる景観

歴史・文化の景観 城下町や陣屋町などの歴史を感じさせる町並みの景観

- 地域の歴史を感じさせる神社仏閣の景観
- 松山踊りや備中神楽、渡り拍子に代表される民俗芸能や伝統行事の景観
- 往来と舟運おうらい しゅううんの面影を残す歴史的な景観

暮らしの景観 日々の暮らしと生業なりわいの場を映し出す景観

- 祭りなどのにぎわいのある景観
- 公園や広場、道路などの公共の場の景観
- 里山や農地、農村などの景観



3. 景観特性

市民アンケートやワークショップなどの意見を踏まえ、本市を代表する「自然の景観」「歴史・文化の景観」「暮らしの景観」を示します。

3-1. 自然の景観

■ 吉備高原の景観

吉備高原は、緑豊かな景観を形成しています。独立峰として地域のシンボルである天神山(777.6m)、弥高山(653.6m)、大平山(698.1m)、権現山(599.6m)、臥牛山(478.2m)などは、吉備高原を見渡す眺望地となっています。



大平山から見る吉備高原

■ 市街地を囲む山並みの景観

市街地は山々に囲まれており、緑の稜線は人々に潤いを与えています。

臥牛山をはじめ頼久寺庭園の借景となる愛宕山などは、市街地から見る山並み景観の重要な構成要素となっています。



市街地と臥牛山

■ 河川の景観

高梁川とその支流の成羽川、有漢川は、山並みに囲まれた農山村や市街地を流れています。周囲の山々と織りなす河川の美しい景観は、高梁川上流県立自然公園に指定され、鉄道や国道から眺望することができる本市の特徴的な景観となっています。



高梁川

■ 急峻な溪谷の景観

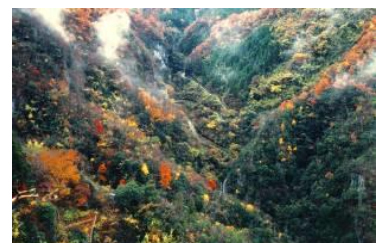
成羽地域、川上地域、備中地域の成羽川流域には、石灰岩質のカルスト地形が見られます。磐窟谷、羽山溪は、長い歳月をかけて石灰岩が浸食されてできたもので、岩壁がそびえ立つ急峻な溪谷の景観が見られます。



羽山溪

■ 季節感あふれる自然の景観

本市は寒暖差が大きい内陸的な気候から、四季折々の特徴ある自然景観が見られます。春は山桜やツツジが山に彩りを添え、夏は川のせせらぎが輝き、夜にはホタルが飛び交う清流の景観が見られます。秋は山々が紅葉し、冬の晴れた日は雄大な雲海を目にすることができます。



秋の磐窟谷

3—2. 歴史・文化の景観

■ 城下町の景観

臥牛山にそびえる備中松山城天守、石火矢町の武家屋敷、本町・下町・南町と続く町家、紺屋川美観地区、東の山裾に並ぶ神社仏閣などに、城下町の歴史を感じさせる景観が形成されています。



石火矢町の武家屋敷

■ 銅山とベンガラで栄えた吹屋の景観

吹屋地区は、旧道に面して赤褐色の石州瓦とベンガラ格子、土壁に特徴のある町並み景観を形成しています。

昭和52年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、令和2年に日本遺産に認定されたこの地域では、周辺地域を含めた町並み景観の保存が行われています。



吹屋の町並み

■ 神社仏閣、備中神楽と渡り拍子の景観

古くから人々の信仰の対象となってきた神社仏閣は、地域の歴史的景観を形成しています。また、神社の祭事には備中神楽や渡り拍子が奉納され、数百年の歴史と伝統が継承されている歴史・文化的な景観を形成しています。



地域の歴史を感じる神社

■ 松山踊りの景観

松山踊りは、慶安元年(1648)に、備中松山藩主水谷勝隆が五穀豊穰と町家繁栄を祈って八幡神社の秋祭りで踊らせたことが始まりとされています。お盆の3日間、備中高梁駅前大通りは、浴衣姿に網笠をかぶる踊り手の大きな輪で埋め尽くされ、本市の夏の風情として大切な景観となっています。



松山踊り

■ 往来と舟運の面影を残す歴史的な景観

松山往来、新見往来、吹屋往来などの旧道には道標や常夜灯、古い町並みが残り、歴史的な景観を形成しています。また、高梁川や成羽川は、かつて高瀬舟による舟運が盛んに行われ、川に沿って残る河岸問屋の蔵や常夜灯、金毘羅宮、猿尾などに往時の面影が残されています。



常夜灯

3—3. 暮らしの景観

■ 備中高梁駅周辺の景観

備中高梁駅は、通勤・通学者をはじめ多くの来訪者が利用する本市の玄関口となっています。駅から見る周囲の山々は、来訪者に「山に囲まれた城下町高梁」を印象づけています。駅前広場からは駅前大通りが一直線に延び、電線類が地中化されすっきりとした道路景観となっています。



備中高梁駅周辺

■ 市街地の景観

市街地はかつての城下町から落合町阿部などへ広がり、低層の建物を主体とし、備中高梁駅周辺では中高層化が進んでいます。また、中原町、落合町阿部の幹線道路沿道では、大型商業施設などの店舗がにぎわいのある景観を形成しています



大型商業施設

■ 祭りやイベントの景観

「町家通りの雛まつり」、「風ぐるまフェスタ」、「なりわ祭り」、「吹屋ベンガラ灯り」など、地域の活性化や交流をめざした祭り・イベントが開催され、にぎわいを創出しています。



「町家通りの雛まつり」のにぎわい

■ 道路や鉄道の景観

国道 484 号愛宕ループ橋は、山の斜面に円を描き、山並みと市街地、高梁川を眺望することができます。道路や鉄道は、連続する人工構造物として景観を構成し、山並みや川の流れ、田畑や町並みの移り変わる風景を見る視点場にもなっています。



国道 484 号愛宕ループ橋

■ 農山村の景観

吉備高原には棚田が見られ、平坦地や斜面の畑では野菜(トマトなど)、果樹(ピオーネなど)、花卉(シャクヤクなど)を栽培する農山村の景観が見られます。近年、休耕地を利用して菜の花、ひまわり、コスモスを植える取り組みが行われています。



休耕地に植えられたひまわり

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画の区域
2. 景観まちづくりの基本目標
3. 景観まちづくりの基本方針
 - 3-1. 自然の景観
 - 3-2. 歴史・文化の景観
 - 3-3. 暮らしの景観

1. 景観計画の区域

本市には、人々の暮らしとともに育まれてきた多様な景観が市全域に分布しています。その一方で、これらの景観の保全と形成上の課題も市全域に及んでいます。

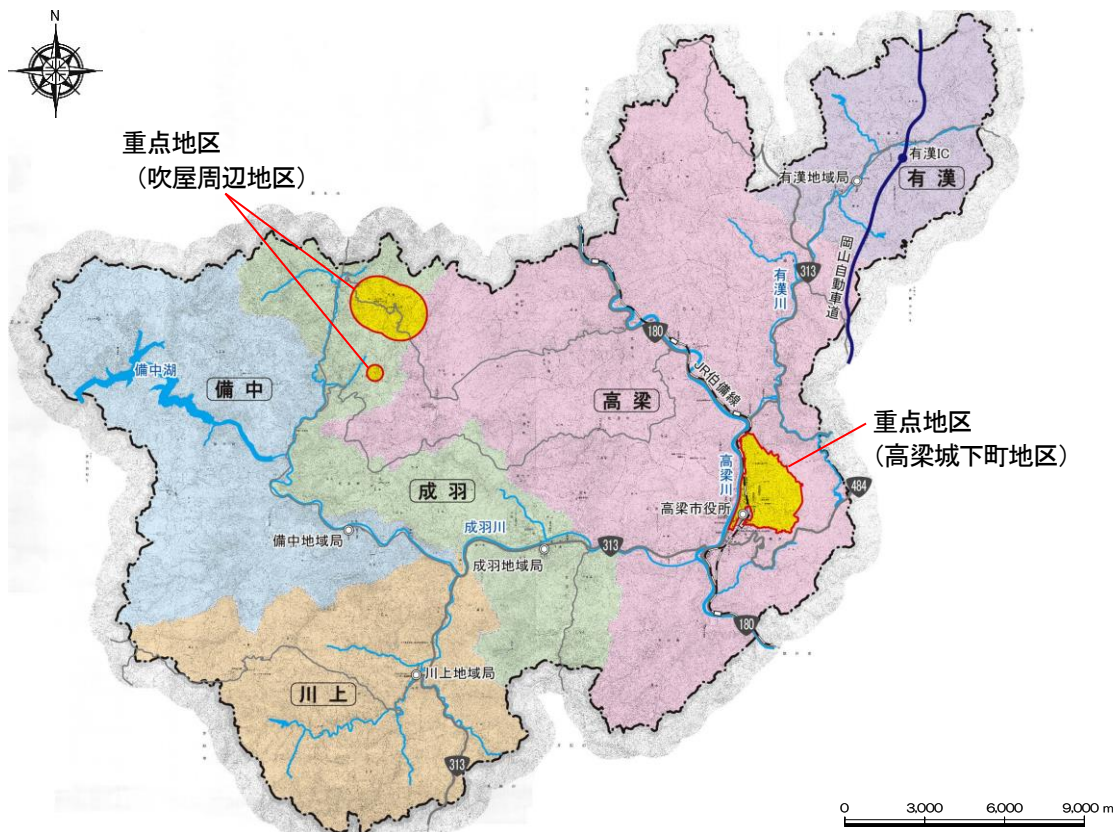
そのため、地域毎の景観特性や課題を踏まえ、景観法の各種制度を活用した実行力のある景観まちづくりに向け、市全域を景観計画区域と定めます。

さらに、景観まちづくりに取り組んでいくためには、景観を市全域で捉える視点、地域毎に捉える視点、景観上重要な地区を捉える視点が必要です。

ここで、地域は、景観特性、歴史的な発展過程、地域コミュニティ、学校区、景観施策を推進するための行政区を総合的に勘案し、「高梁」、「有漢」、「成羽」、「川上」、「備中」の5地域とします。

また、本市を代表する景観や眺望を有し、その保全の必要性や緊急性が高く、これまでも景観形成の取り組みがなされ、今後も重点的に良好な景観形成を図る必要のある「高梁城下町地区」と「吹屋周辺地区」を重点地区とします。

市全域を景観計画区域と定め、市全域の方針、地域別の方針（高梁、有漢、成羽、川上、備中）と重点地区の方針（高梁城下町地区、吹屋周辺地区）を示します。



景観計画区域（市全域）

2. 景観まちづくりの基本目標

景観は、そのまちを視覚的・感覚的に印象づける上で重要な要素です。これまで本市が行ってきた景観への取り組みを踏まえて、市民、事業者、市民団体・NPO 法人、行政が協働し、景観まちづくりの目標を共有し、効率的・効果的な展開を図ることが重要となります。

ここでは、景観まちづくりに関する市全域における共通の基本目標を掲げ、本市の良好な景観の姿を明確にします。

高梁市総合計画の都市像を踏まえ、景観まちづくりの基本目標を次のとおりとします。

高梁市総合計画の都市像

健幸都市たかはし

（基本理念：“つながり” から創る心豊かなまちづくり）

景観まちづくりの基本目標

備中高梁の風情を活かす景観まちづくり

この基本目標を、市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政が共有し、市民誰もが地域の個性や固有の景観の価値に気づき、誇りに感じることで、景観を通じたまちづくりへの参加意識を高め、活力に満ちたまちづくりの展開をめざします。

3. 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本目標の実現に向け、良好な景観形成に関する方針として、「自然の景観」、「歴史・文化の景観」、「暮らしの景観」の3つの基本方針を掲げ、地域別景観まちづくりの展開を図ります。

基本目標

備中高梁の風情を活かす景観まちづくり

基本方針

自然の景観

豊かな自然を守り育て
活かす景観まちづくり

歴史・文化の景観

歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり

暮らしの景観

誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり

第3章 地域別景観まちづくりの展開

地域別景観まちづくりの方針

高梁地域

高梁川の流れと歴史を活かした景観まちづくり

有漢地域

石の文化と自然を活かした景観まちづくり

成羽地域

備中神楽と陣屋町の歴史を活かした景観まちづくり

川上地域

弥高山の自然と地域文化を活かした景観まちづくり

備中地域

四季を彩る備中湖と農村風景を活かした景観まちづくり

重点地区景観まちづくりの方針

高梁城下町地区

城下町のたたずまいを感じる景観まちづくり

- ・自然緑地景観形成ゾーン
- ・歴史的町並み景観形成ゾーン
- ・駅周辺景観形成ゾーン

吹屋周辺地区

緑に映えるベンガラの町並みを活かした景観まちづくり

3-1. 自然の景観

◆豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり

吉備高原の山々を基調に、山地に深い谷を刻みながら流れる高梁川や成羽川などの豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えています。これらの豊かな自然景観を保全し、身近に感じられる景観まちづくりをめざします。

方針1 吉備高原の山並みの保全と活用

- ・地域景観の基調であるとともに、市街地や景勝地などの背景となる吉備高原の山々は、豊かな緑と四季が感じられるよう保全に努めます。
- ・弥高山公園、高梁美しい森、高梁自然公園などの緑とふれあえる場を守り育て、自然景観を楽しむ場として保全と活用を図ります。
- ・山間部を通る道路の法面や構造物の整備は、交通機能、防災機能を確保しながら、自然景観との調和に配慮します。

方針2 河川や溪谷の保全と活用

- ・高梁川とその支流の成羽川や有漢川は、防災機能と水利を保持しつつ親水性を高め、水質や水生動植物の保全、川辺の草刈り、清掃活動を通じて水辺の景観づくりに努めます。
- ・成羽川などが吉備高原に深い谷を刻んでできた用瀬嶽^{ようぜだけ}、磐窟谷、羽山溪などの景勝地の自然景観を守り育て、地域の活性化につながる景観づくりをめざします。
- ・福地川^{しるちがわ}、佐伏川^{さぶしがわ}、領家川^{りょうけがわ}、長谷川^{ながたにがわ}などは自然環境の保全に努め、ホタルを育てる地域活動などを維持し、地域の活性化につなげていく景観づくりをめざします。

方針3 吉備高原の山々や高梁川、成羽川の眺望景観の保全と活用

- ・JR 伯備線、国道 180 号、国道 313 号からは山々と高梁川、成羽川が織りなすダイナミックな自然景観を見ることができます。交通機能や防災機能を確保しながら鉄道や道路からの眺望景観を守り育て、活かす取り組みを検討します。
- ・城見展望台、霧の海展望の丘、大平山^{めおといわ}、夫婦岩、弥高山などは、眺望の確保に配慮した適切な管理に努め、地域を代表する眺望地として活用を図ります。

3-2. 歴史・文化の景観

◆歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり

歴史的な建造物や町並み、備中神楽や渡り拍子などの民俗芸能を守り育てながら、市民が身近な景観に魅力と愛着を感じ、地域の活性化につなげ、次世代へ継承していく景観まちづくりをめざします。

方針1 歴史的な町並みの保全と活用

- ・武家屋敷や商家の町並み、紺屋川美観地区、神社仏閣などの「高梁城下町の歴史的な町並み景観」、銅山とベンガラ生産とともに発展してきた歴史を今に残す「吹屋の町並みとその周辺の歴史・文化の景観」は、継続的な保全と活用を図ります。
- ・歴史的な町並みに配慮した道路舗装の整備、無電柱化、案内サインの統一、町名や小路、歴史的建造物の説明板などのハード整備を進めます。また、歴史性を活かしたイベント開催などのソフト事業の展開により、地域の活性化につながる景観づくりをめざします。
- ・歴史的な町並みの景観を守りつつ、都市計画施策との連携を図り、道路や公園、下水道などの社会資本整備を整え、居住環境の向上に努めます。

方針2 多様な歴史・文化遺産の保全と活用

- ・市民が地域の歴史や文化を学び、次世代へ伝えていくための研修会などへの参加を通じて、ふるさと高梁への愛着と誇りを醸成し、身近な景観の重要性を共有できる景観づくりをめざします。
- ・高梁城下町地区、吹屋周辺地区を核とし、地域の多様な歴史・文化的遺産を結び、高梁川や成羽川などの河川景観、里山と棚田などの農山村景観を活かした広域的な地域活性化へつながる景観づくりをめざします。

方針3 地域の祭事や民俗芸能などの継承と振興

- ・松山踊りは、本市を代表する江戸時代から続く盆踊りであり、駅前大通りのやぐらを中心に踊る姿は夏の風物詩となっており、その継承と振興を図ります。
- ・備中神楽や渡り拍子などの民俗芸能、地域の祭事は、本市の重要な歴史・文化資産となっています。広く市民がその価値を共有し、地域の活性化につなげ、次世代へ継承していくことをめざします。

3-3. 暮らしの景観

◆誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり

落ち着いた住宅地景観、にぎわいを感じる商業地景観、活力を感じる工業地景観、自然豊かな農山村の景観など、地域の良い景観形成に向けて住民が考え、その質を向上させながら、誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくりをめざします。

方針1 市街地美化の促進と活用

- ・花いっぱい運動や清掃活動の促進、町内会や集落単位でのルールづくりなど、景観づくりの取り組みを市民、事業者、市民団体・NPO 法人と行政が連携して進めます。
- ・新たな商業施設や工場、住宅地の開発にあたっては、周辺の町並み景観や自然景観との調和に配慮するなどの良好な景観の誘導を図ります。
- ・地域の良好な景観形成に先導的な役割を果たす公共施設は、関係機関と連携して整備を進めます。

方針2 にぎわいや地域の活性化につながる景観づくりの促進

- ・備中高梁駅西側の駅前大通り、城見通りは、歴史的な町並みへつなぐ玄関口として、にぎわいの中にも落ち着きを感じられる魅力ある沿道の景観づくりに努めます。また、備中高梁駅東側では道路整備が進められ、新たなまちなか生活エリアとして、潤いとゆとりのある沿道の景観形成に努めます。
- ・地域の暮らしを支える商店街は、住民や商店主、来訪者などの多様な視点から既存建築物を活かした町並みの形成と地域の活性化につながる景観づくりをめざします。
- ・幹線道路沿道は、緑化や花植え、屋外広告物の景観誘導を図り、周囲の自然や町並みと調和した魅力的な沿道景観の形成をめざします。
- ・多彩な祭りやイベントなどの継続的な開催や市内外への情報発信により、地域住民と来訪者との交流を図り、にぎわいや地域の活性化につながる景観づくりをめざします。

方針3 農山村の景観づくりの促進と活用

- ・良好な里山の景観、農地と農山村の景観を守り育てていくために、農林業施策と連携して美しい農山村の景観づくりを進めます。また、休耕地や耕作放棄地へのひまわりなどの栽培促進や地域住民の景観活動の支援などを通じて、地域の活性化につながる農山村の景観づくりをめざします。

第3章 地域別

景観まちづくりの方針

1. 地域別景観まちづくり
2. 高梁地域の景観まちづくりの方針
3. 有漢地域の景観まちづくりの方針
4. 成羽地域の景観まちづくりの方針
5. 川上地域の景観まちづくりの方針
6. 備中地域の景観まちづくりの方針

1. 地域別景観まちづくり

景観まちづくりの基本目標、基本方針を踏まえ、高梁地域、有漢地域、成羽地域、川上地域、備中地域の景観特性を整理し、地域別の景観まちづくりの方針を示します。



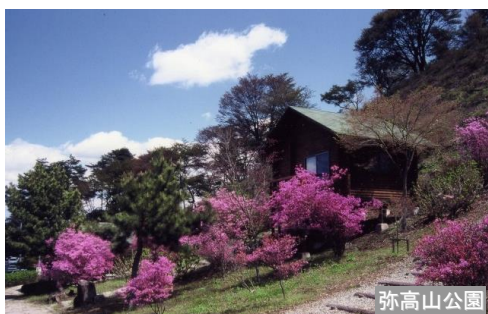
高梁地域の景観まちづくり
高梁川の流れと歴史を活かした
景観まちづくり



有漢地域の景観まちづくり
石の文化と自然を活かした
景観まちづくり



成羽地域の景観まちづくり
備中神楽と陣屋町の歴史を活かした
景観まちづくり



川上地域の景観まちづくり
弥高山の自然と地域文化を活かした
景観まちづくり



備中地域の景観まちづくり
四季を彩る備中湖と農村風景を活かした
景観まちづくり

2. 高梁地域の景観まちづくりの方針



高梁地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

高梁川の流れと歴史を活かした景観まちづくり

高梁地域には、臥牛山などの緑豊かな吉備高原の山並みと高梁川の流れが織りなす雄大な自然景観、備中松山城や城下町の町並みなどの歴史・文化の景観、備中高梁駅周辺の市街地景観、高原上や高梁川沿いの農山村集落や里山などの多様な魅力ある景観が形成されています。

地域内の小中学校の校歌には、「ときわの臥牛山」「松山城の天守」「愛宕嶺の月」「見わたす高梁川の水」「方谷園のさくら」が、人々の心に残る郷土の風景として歌われている他、アンケート調査では、「高梁川」「備中松山城」「紺屋川」などが地域を代表する景観として挙げられます。

こうした地域固有の景観を守り、育て、活かしていく景観まちづくりの目標として、「高梁川の流れと歴史を活かした景観まちづくり」を掲げ、地域一体で取り組んでいきます。

さらに、城下町の風情のある歴史的景観を有する「高梁城下町地区」は、景観まちづくりの重点地区として、本市の顔となる景観づくりを進めていきます。

高梁地域の景観まちづくり基本方針

【自然の景観】

■景観特性

- ・高梁川の両側に広がる吉備高原の山々は、地域景観の基調であるとともに、市街地や歴史的な町並みの背景となっています。
- ・吉備高原の豊かな自然を活かした高梁美しい森や高梁自然公園は、身近に緑を感じることができる市民などの憩いの場として親しまれています。
- ・霧の海展望の丘や愛宕ループ橋城見展望台からは、吉備高原などの眺望が開け、気象条件によっては雄大な雲海を見ることができます。
- ・高梁川は、本市のシンボルとして市民に広く親しまれており、本地区の景観の骨格を形づくる連続性のある河川景観軸を形成しています。
- ・福地川などでは、住民によるホタルを守り育てる活動が行われ、初夏にはホタルの乱舞を見ることができます。

■景観まちづくりの基本方針

～ 豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり ～

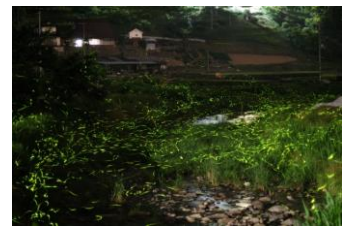
- ・まちを取り囲む山々は、緑豊かな自然を感じられる山並み景観として保全に努めます。
- ・高梁美しい森などの自然公園は、自然環境の保全に努め、自然とのふれあいや野外活動の場として活用を進めます。
- ・霧の海展望の丘などは、眺望の確保に配慮した維持管理に努め、雲海が見渡せる良好な眺望地として活用を図ります。
- ・高梁川は、ゴミの投棄や雑木の繁茂などに対する適切な管理に努め、良好な水辺の景観づくりをめざします。
- ・ホタルが舞う福地川などの地域で親しまれている河川は、自然環境の保全に努め、自然とふれあう水辺空間として活用を図ります。



市街地の背景となる山々



高梁川と臥牛山



福地川のホタル



霧の海展望の丘からの眺望



高梁自然公園

【歴史・文化の景観】

■景観特性

- ・備中松山城をはじめ石火矢町の武家屋敷や本町の町家、城郭を思わせる石垣を有する薬師院・松連寺などの歴史・文化的資源は、本市を代表する景観となっています。
- ・中世城郭の遺構を残す寺山城址、木野山神社や祇園寺などの神社仏閣、山田方谷を偲ぶ方谷園など、各地域の歴史・文化を物語る景観資源が数多く見られます。
- ・秋祭りには、各所の神社で備中神楽が奉納され、歴史・文化の趣が漂う風景をつくり出しています。



備中松山城



寺山城址



木野山神社



祇園寺



方谷園

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

- ・高梁城下町地区は重点地区として、その背景となる自然景観とともに城下町のたたずまいを守り育て、本市を代表する景観の保全と活用を図ります。
- ・地域固有の歴史を物語る伝統的建造物は、地区のシンボルとして保存・活用に努めるとともに、これらとの調和に配慮した良好な景観づくりを進めます。
- ・地域に多数点在する神社仏閣や史跡などは、周囲の自然景観との一体的な保全に努め、地域の個性ある歴史・文化の景観として継承を図ります。
- ・備中神楽などの保存伝承育成活動に対して継続的に支援するとともに、民俗芸能や伝統行事を通じて地域の活性化につなげていくことをめざします。

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・市街地の公共交通拠点である備中高梁駅は、通勤・通学をはじめ多くの来訪者が利用する本市の玄関口となっています。
- ・吉備国際大学や高梁高等学校、高梁城南高等学校などの数多くの教育機関が立地し、学園文化都市を形成しています。
- ・商店街では土曜夜市やイベントなどが開催され、にぎわいづくりが行われています。
- ・中原町や落合町阿部には、住宅だけではなく商業業務施設、工場などが建ち並び、多様な市街地景観が形成されています。
- ・吉備高原や高梁川、有漢川沿いに広がる田園風景は、地域の特徴ある暮らしの景観となっています。
- ・江戸時代の庄屋屋敷の面影を残す宇治町の研修・宿泊施設元仲田邸「くらやしき」は、都市と農村との交流拠点として活用されています。
- ・方谷橋の西側にある方谷林展望台は、高梁川や臥牛山、市街地を見渡すことができる優れた眺望地となっています。



吉備国際大学



大型商業施設



元仲田邸「くらやしき」



宇治町の農山村景観



方谷林公園からの眺望

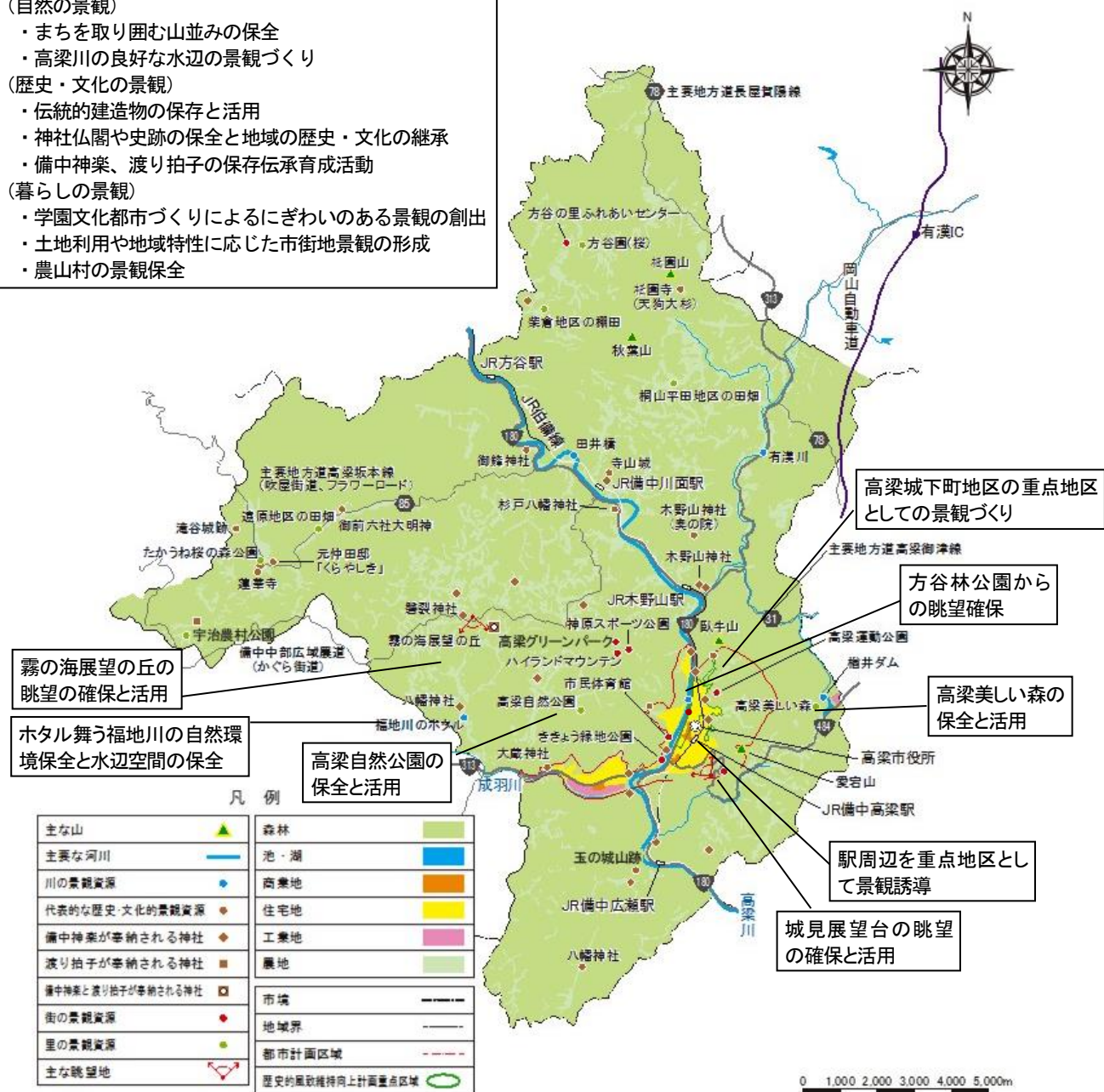
■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

- ・備中高梁駅周辺は重点地区として本市の玄関口にふさわしい景観誘導を図ります。
- ・学園文化都市づくりの推進による学生と地域住民との交流や学生の地域活動への参画を促進し、にぎわいのある景観の創出を図るとともに、地域の活性化につなげていくことをめざします。
- ・住宅や商業業務施設、工業施設など、各々の土地利用や地域特性に応じた良好な市街地景観の形成を図ります。
- ・山裾などに広がる田園や里山の風景は、人々の心安らぐ農山村の景観として保全に努めます。
- ・方谷林公園からの眺望を確保していくために、樹木の手入れや草刈り、展望台へのアクセス道を含む適切な維持管理に努めます。

《共通事項》

- (自然の景観)
- ・まちを取り囲む山並みの保全
 - ・高梁川の良好な水辺の景観づくり
- (歴史・文化の景観)
- ・伝統的建造物の保存と活用
 - ・神社仏閣や史跡の保全と地域の歴史・文化の継承
 - ・備中神楽、渡り拍子の保存伝承育成活動
- (暮らしの景観)
- ・学園文化都市づくりによるにぎわいのある景観の創出
 - ・土地利用や地域特性に応じた市街地景観の形成
 - ・農山村の景観保全



高梁地域の景観まちづくり方針図

◆高梁地域の魅力的な景観（市民アンケート調査結果より上位三つ）

地域を代表する景観	自然の景観	歴史・文化の景観	町並みや集落の景観
高梁川	高梁川	薬師院・松連寺	石火矢町の町並み
備中松山城	紺屋川	頼久寺	本町の町並み
紺屋川	臥牛山	備中松山城	紺屋川周辺の町並み

田畑や里山などの景観	祭・行事の景観	景観上重要な建造物や樹木	景観上重要な公共施設
宇治町の里山と田畑	備中松山踊り	備中松山城	高梁市文化交流館
ループ橋からの田畑の眺め	秋祭り	高梁基督教会堂	高梁市郷土資料館
奥万田町の棚田	近似稲荷神社霜月大祭	紺屋川の桜	高梁自然公園

3. 有漢地域の景観まちづくりの方針



有漢地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

石の文化と自然を活かした景観まちづくり

有漢地域には、有漢富士として名高い権現山をはじめ大平山などの山並みと有漢川の流
れが織りなす自然景観、高原上や有漢川沿いに見られる農山村集落や里山の景観、保月
の六面石幢や石仏群などの歴史・文化の景観を有しています。また、うかん常山公園にまち
づくりのシンボルモニュメントとして設置された石の風ぐるまなど、地域の特性を活かした景
観の創造も進められています。

有漢学園の校歌には、「有漢富士からの町並み」「青空広がる大平山」「風ぐるまの丘」「澄
み渡る有漢川」が、人々の心に残る郷土の風景として歌われている他、アンケート調査では
「うかん常山公園」「有漢川」「権現山」などが地域を代表する景観として挙げられます。

こうした地域固有の景観を守り、育て、活かしていく景観まちづくりの目標として、「石の文
化と自然を活かした景観まちづくり」を掲げ、地域一体で取り組んでいきます。

有漢地域の景観まちづくり基本方針

【自然の景観】

■景観特性

- ・吉備高原の緑豊かな山並みは、まちの背景であるとともに、地域景観の基調となっています。
- ・太平山や権現山からは、季節によって様々な表情を見せる山々や豊かな田園景観などを見渡すことができ、気象条件によっては雲海を見ることもできる優れた眺望地となっています。
- ・本地域の中央を流れる有漢川は、夏にはホタルが飛び交うなど、地域の人々に親しまれ、地域の個性を演出する水辺の景観軸を形成しています。

■景観まちづくりの基本方針

～ 豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり ～

- ・まちを取り囲み、地域の歴史的な景観の背景となっている山々は、緑豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- ・太平山や権現山は、自然環境の保全や眺望の確保に十分配慮しつつ、樹木の手入れや除草などの適切な維持管理を行い、地域を代表する眺望地として活用を図ります。
- ・有漢川は、適切な維持管理と併せて、ホタルなどの生態系の保全や親水性の向上に努め、安らぎと潤いをもたらす水辺の景観づくりをめざします。



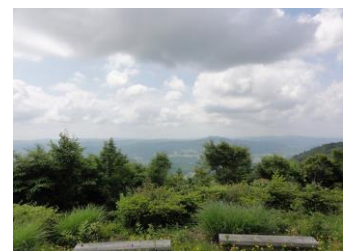
吉備高原の山並み



有漢川



権現山



太平山からの眺望

【歴史・文化の景観】

■景観特性

- ・大平山の山裾には、我が国の石造美術の名作とされる保月の六面石幢があり、石仏群や里山などと調和した歴史的な景観を形成しています。
- ・鈴岳神社や宝妙寺などの神社仏閣や旧道沿いの町家、酒蔵などの建造物は、地域の歴史を感じさせる景観を形成しています。
- ・秋祭りの時期には、上有漢神社をはじめとする各所の神社で 備中神楽が奉納され、歴史・文化の趣が漂う風景をつくり出しています。



鈴岳神社



旧道沿いの酒蔵



保月の六面石幢



中尾の六地藏

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

- ・保月の六面石幢や石仏群は、石の文化を育んだ地域固有の歴史を伝える景観資源として、周囲の里山景観と一体的な保全と継承に努めます。
- ・地域に点在する神社仏閣は、周辺の自然景観との一体的な保全に努め、地域の個性ある歴史・文化の景観としての継承を図ります。
- ・地域の歴史を感じさせる町家などの建造物は、地域の魅力づくりに活用するとともに、その周辺においては、これらとの調和に配慮した景観づくりに努めます。
- ・備中神楽の保存伝承育成活動に対して継続的に支援するとともに、民俗芸能や伝統行事を通じて地域の活性化につなげていくことをめざします。

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・うかん常山公園は、自然の風を受けて回る7つの石の風ぐるまが並び、その背景となる権現山や大平山の山並みと調和した美しい景観は、地域のシンボルとして市民に親しまれています。
- ・本地域の中央を縦断する主要地方道高梁旭線沿いには、住宅をはじめ有漢地域局や有漢学園、商店、事業所などが建ち並ぶ町並み景観が形成されています。
- ・吉備高原や有漢川沿いに広がる農山村の風景は、地域の特徴のある暮らしの景観となっています。



石の風ぐるまと権現山

■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

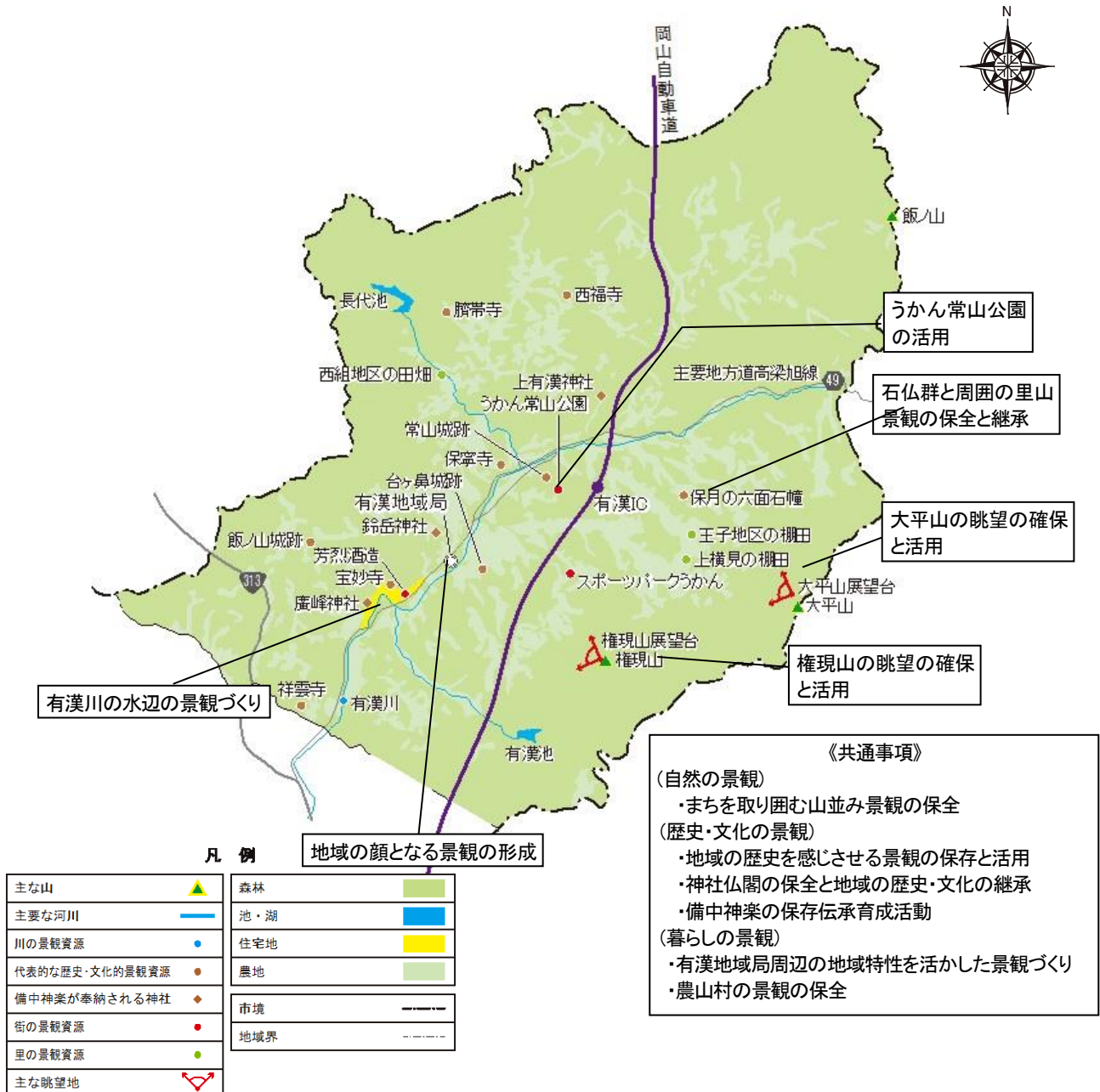
- ・うかん常山公園は、地域固有の景観資源として、適切な維持管理に努めるとともに、イベントの開催により市民が楽しむ機会や来訪者との交流の場として活用し、にぎわいを生み出す景観づくりを進めます。
- ・有漢地域局周辺は、公共施設や街路などの公共空間において、地域特性を活かしつつ、花や緑で潤いのある町並み景観の形成に努めるとともに、地域の人々に親しまれる良好な景観づくりをめざします。
- ・里山や棚田などの農地の風景は、地域住民と連携しながら、周囲の自然と調和した人々の心安らぐ農山村の景観として保全に努めます。



有漢の町並み



王子地区の棚田



有漢地域の景観まちづくり方針図

◆有漢地域の魅力的な景観（市民アンケート調査結果より上位三つ）

地域を代表する景観	自然の景観	歴史・文化の景観	町並みや集落の景観
うかん常山公園	大平山	鈴岳神社	うかん常山公園
有漢川	有漢川	上有漢神社	芳烈酒造周辺
権現山	権現山	保月の六面石幢	有漢地域局周辺

田畑や里山などの景観	祭・行事の景観	景観上重要な建造物や樹木	景観上重要な公共施設
上横見地区の棚田	風ぐるまフェスタ(終了)	石の風ぐるま	うかん常山公園
(安元) 王子地区の棚田	有漢納涼祭	鈴岳のしだれ桜	有漢インターチェンジ
西組地区の田畑	うかん常山公園の祭り	芳烈酒造	有漢運動公園 (スポーツパーク うかん)

4. 成羽地域の景観まちづくりの方針



成羽地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

備中神楽と陣屋町の歴史を活かした景観まちづくり

成羽地域は、本市最高峰の天神山から連なる吉備高原の山並みと成羽川などが織りなす雄大な自然景観、高原上に見られる農山村集落や里山の景観、成羽陣屋町や吹屋の町並みなどの歴史・文化の景観を有しています。また、備中神楽^{じんたい}（神代神楽）発祥の地として各所で盛んに行われ、独自性ある風土を育んでいます。

地域内の小中学校の校歌には、「朝陽に映ゆる成羽川」「気高き姿鶴首山^{かくしゅざん}」が、人々の心に残る郷土の風景として歌われている他、アンケート調査では「吹屋の町並み」「成羽愛宕大花火」「成羽美術館」などが地域を代表する景観として挙げられます。

こうした地域固有の景観を守り、育て、活かしていく景観まちづくりの目標として、「備中神楽と陣屋町の歴史を活かした景観まちづくり」を掲げ、地域一体で取り組んでいきます。

さらに、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「吹屋の町並み」の周辺は、景観まちづくりの重点地区として、本市の顔となる景観形成を進めていきます。

成羽地域の景観まちづくり基本方針

【自然の景観】

■景観特性

- ・吉備高原の山々は、地域景観の基調であるとともに、市街地に潤いと安らぎを与えています。
- ・成羽川や島木川は、地域の個性を演出する水辺の景観軸を形成し、その上流には羽山溪などの四季折々の溪谷美が楽しめる景勝地を有しています。
- ・市街地を流れる白谷川は、自然石を用いた護岸や川沿いの桜並木と一体となった美しい景観を形成し、桜の咲く春には多くの来訪者でにぎわいます。
- ・夫婦岩は成羽川左岸の急斜面にそびえ立つ勇壮な景観を形成し、その周辺は吉備高原を深く刻んで流れる壮大な成羽川を見渡せる優れた眺望地となっています。



吉備高原の山々(鶴首山)



吉備高原の山並みと成羽川



羽山溪谷



白谷川の桜並木



夫婦岩

■景観まちづくりの基本方針

～ 豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり ～

- ・まちを取り囲み、地域の歴史的な景観の背景となっている山々は、緑豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- ・成羽川や島木川は、適切な維持管理と併せて親水性の向上に努め、安らぎと潤いをもたらす水辺の景観づくりをめざします。
- ・羽山溪などの景勝地は、自然環境の保全に配慮しつつ、適切な維持管理を行い、地域の活性化につながる景観づくりをめざします。
- ・白谷川は、防災機能を保持しつつ、兩岸の桜並木を活かした市街地の水と緑の潤いある景観づくりに努め、市民の憩い場としての活用を図ります。
- ・夫婦岩周辺は、眺望の確保に配慮した適切な管理に努め、地域を代表する眺望地としての活用を図ります。

【歴史・文化の景観】

■景観特性

- ・しもはら下原地区、ほしぼら星原地区には、御殿跡の石垣、成羽藩勘定所跡、武家屋敷、町家などが見られ、陣屋町の面影を感じられる町並みを形成しています。
- ・ベンガラで彩られた吹屋の町並みとその周辺の数多くの歴史・文化を伝える建造物などは、地域固有の優れた景観を形成しています。
- ・備中神楽の発祥の地とされる本地域では、秋祭りの時期には数多くの神社で備中神楽が奉納されます。また、約 600 年の歴史を持つ渡り拍子も、秋祭りを彩る民俗芸能として人々に受け継がれています。
- ・成羽愛宕大花火は、江戸時代から続く伝統のある花火大会で、本市を代表する伝統行事となっています。

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

- ・陣屋町の面影を残す歴史的な建造物などは、地域固有の歴史・文化的資源として適切な保存に努めるとともに、地域の活性化につながる景観づくりをめざします。
- ・吹屋地区は、山々の緑にベンガラ色の町並みが映える風景として、その周辺を含めた一体的な保全・活用を図るとともに、重点地区として積極的な景観形成を進めます。
- ・備中神楽や渡り拍子の保存伝承育成活動に対して継続的に支援するとともに、民俗芸能や伝統行事を通じて地域の活性化につなげていくことをめざします
- ・成羽愛宕大花火は、本市を代表する伝統行事として継承するとともに、魅力やにぎわいの創出に努めます。
- ・地域に点在する神社仏閣は、周辺の自然景観との一体的な保全に努めます。



成羽陣屋町(柳丁の武家屋敷)



吹屋の町並み



備中神楽



渡り拍子(長地地区)



成羽愛宕大花火

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・成羽陣屋跡に建つ成羽美術館は、陣屋町の歴史的な風情と調和した安藤忠雄氏設計による現代建築として、地域のシンボルとなっています。
- ・主要な道路には、吹屋街道、かぐら街道、神楽ロードなどの愛称が付けられ、地域の人々に広く親しまれている他、自転車を活用したまちづくりを進めるため「高梁市自転車活用推進計画」を策定し、良好な都市環境の形成を目指しています。
- ・吉備高原や成羽川沿いに広がる農山村の風景は、地域の特徴ある暮らしの景観となっています。



成羽美術館



神楽ロード（本丁商店街）

■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

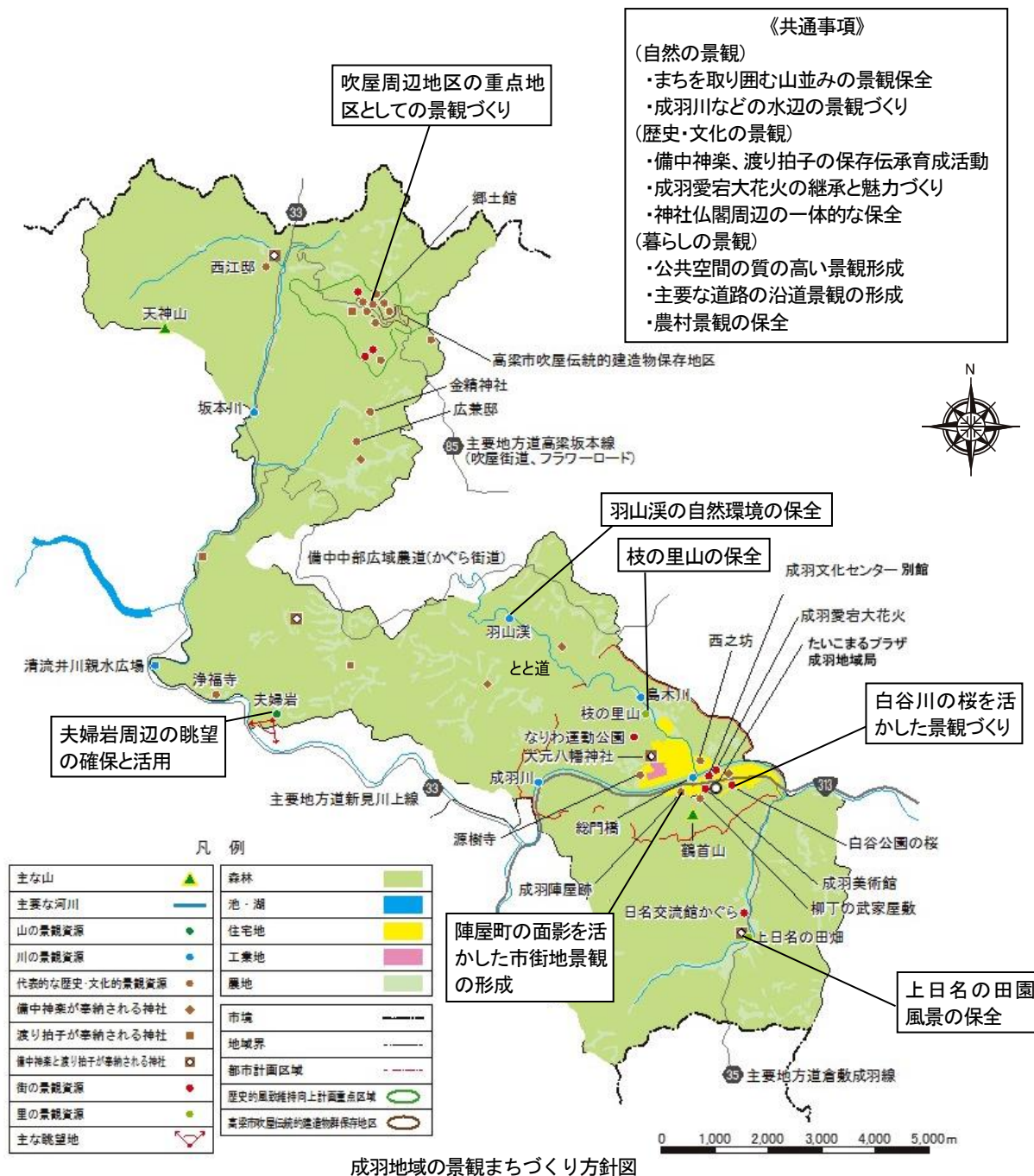
- ・成羽陣屋町の面影を残す市街地は、公共施設や街路などの公共空間において、陣屋町の町並みを活かしつつ、花や緑で潤いのある市街地景観の形成に努めるとともに、地域の人々に親しまれる良好な景観づくりをめざします。
- ・主要な道路沿いは、統一性のある案内表示の設置や草刈りなどの美化活動を充実させ、地域全体の魅力向上につながる沿道景観の向上を図ります。
- ・里山や棚田などの農地の風景は、地域住民と連携しながら周囲の自然と調和した良好な農山村景観の保全を図るとともに、休耕地を活用したひまわりの栽培など、魅力ある景観づくりに努めます。



上日名の田園風景



休耕地に植えられたひまわり



◆成羽地域の魅力的な景観（市民アンケート調査結果より上位三つ）

地域を代表する景観	自然の景観	歴史・文化の景観	町並みや集落の景観
吹屋の町並み	成羽川	大元八幡神社	吹屋の町並み
成羽愛宕大花火	島木川	西之坊	柳丁の武家屋敷
成羽美術館	天神山	源樹寺	広兼邸

田畑や里山などの景観	祭・行事の景観	景観上重要な建造物や樹木	景観上重要な公共施設
枝、古町の里山	成羽愛宕大花火	広兼邸	成羽美術館
上日名の田畑の景観	備中神楽	白谷公園の桜	なりわ運動公園
成羽地区の里山風景	神楽祭り	西江邸	旧吹屋小学校

5. 川上地域の景観まちづくりの方針



川上地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

弥高山の自然と地域文化を活かした景観まちづくり

川上地域は、四季折々の吉備高原の山並みなどを眺望できる弥高山、成羽川と領家川の流れ、磐窟谷や大賀の押被^{おおが おしかぶせ}などの変化に富んだ自然景観、穴門山神社、宝鏡寺^{あなとやまじんじゃ ほうきようじ}などの神社仏閣など、地域の歴史を感じさせる景観を有しています。また、備中神楽や渡り拍子が各所で行われるなど、独自性ある風土を育んでいます。

地域内の小中学校の校歌には、「宮山に緑は若く」「国吉のかすむ城あと」「国吉城址を仰ぐとき」が、人々の心に残る郷土の風景として歌われている他、アンケート調査では「弥高山」「磐窟谷^{さなき}」「沢柳の滝」などが地域を代表する景観として挙げられます。

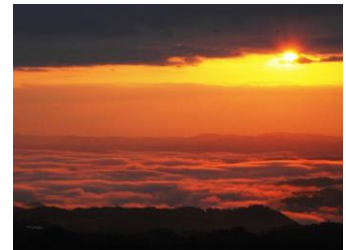
こうした地域固有の景観を守り、育て、活かしていく景観まちづくりの目標として、「弥高山の自然と地域文化を活かした景観まちづくり」を掲げ、地域一体で取り組んでいきます。

川上地域の景観まちづくり基本方針

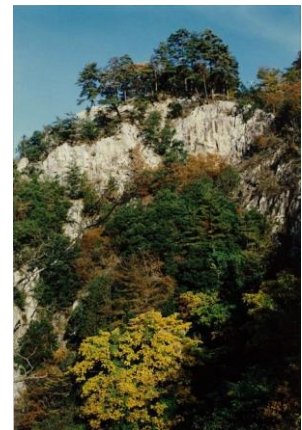
【自然の景観】

■景観特性

- ・弥高山などが連なる吉備高原の山々は、まちの背景であるとともに、地域景観の基調となっています。
- ・弥高山からは、気象条件によっては美しい雲海が見られ、四季折々の吉備高原の山並みや、北には大山^{だいせん}、南には瀬戸内海や四国山脈を見渡すことができる本市を代表する眺望地となっています。
- ・成羽川や領家川は、地域の個性を演出する水辺の景観軸を形成し、その上流には国指定名勝の磐窟谷や国指定天然記念物の大賀の押被、沢柳の滝などの景勝地を有しています。
- ・夏にホタルが飛び交う領家川の風景は、地域の人々に親しまれています。



弥高山から見る雲海



磐窟谷



大賀の押被周辺



沢柳の滝

■景観まちづくりの基本方針

～ 豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり ～

- ・まちを取り囲み、景勝地などの背景となる山々は、緑豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- ・弥高山は、自然環境の保全に十分配慮しつつ、樹木の手入れなどの適切な維持管理を行い、良好な眺望の確保・活用に努めます。
- ・領家川は、適切な維持管理と併せて、ホタルなどの生態系の保全や親水性の向上に努め、自然とふれあう水辺空間として活用を図ります。
- ・磐窟谷や大賀の押被、沢柳の滝などの景勝地は、自然環境の保全に配慮しつつ、適切な維持管理に努めるとともに、地域の活性化につながる景観づくりをめざします。

【歴史・文化の景観】

■景観特性

- ・穴門山神社は、鎮守の森や御神木など一体となった歴史的なたたずまいを醸し出しており、地域を代表する歴史・文化の景観となっています。
- ・弥高山の麓^{こうやまいち}の高山市は、笠岡と東城^{とうじょう}を連絡する東城往來の中間地点に位置する物資輸送の中継地として市場町が栄え、赤瓦屋根に面影を残す特徴のある町並みが見られます。
- ・秋祭りには、八幡神社などの各所の神社で備中神樂が奉納されます。また、鉦^{かね}の音とともに鮮やかな着物・袴で一団が舞う渡り拍子も秋祭りを彩る民俗芸能として、歴史・文化の趣が漂う風景をつくり出しています。



穴門山神社



渡り拍子(鳥毛)

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

- ・穴門山神社など地域に多数点在する神社仏閣は、周辺の自然景観との一体的な保全に努め、地域の歴史・文化の景観として継承を図ります。
- ・歴史を感じさせる町並みは、地域の魅力づくりに活用するとともに、その周辺においては、これらとの調和に配慮した景観づくりに努めます。
- ・郷土の民俗芸能である備中神樂や渡り拍子は、伝統行事を通じて地域の活性化につなげるとともに、保存伝承育成活動に対して継続的に支援を行います。



領家惣社八幡神社



備中神樂



高山市のトンド祭り

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・アンモナイトをモチーフとした特徴のある外観の吉備川上ふれあい漫画美術館は、マンガによるまちづくりの交流拠点施設として、地域の人々に親しまれています。
- ・旧川上地域局前の商店街には、酒店や散髪屋、衣料品店などの商店が建ち並んでいます。
また、この商店街は「きじ丸通り商店街」の愛称がつけられ、地域の人々に親しまれています。
- ・吉備高原や領家川沿いの平地に広がる農山村の風景が、地域の特徴ある暮らしの景観となっています。



吉備川上ふれあい漫画美術館



きじ丸通り商店街

■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

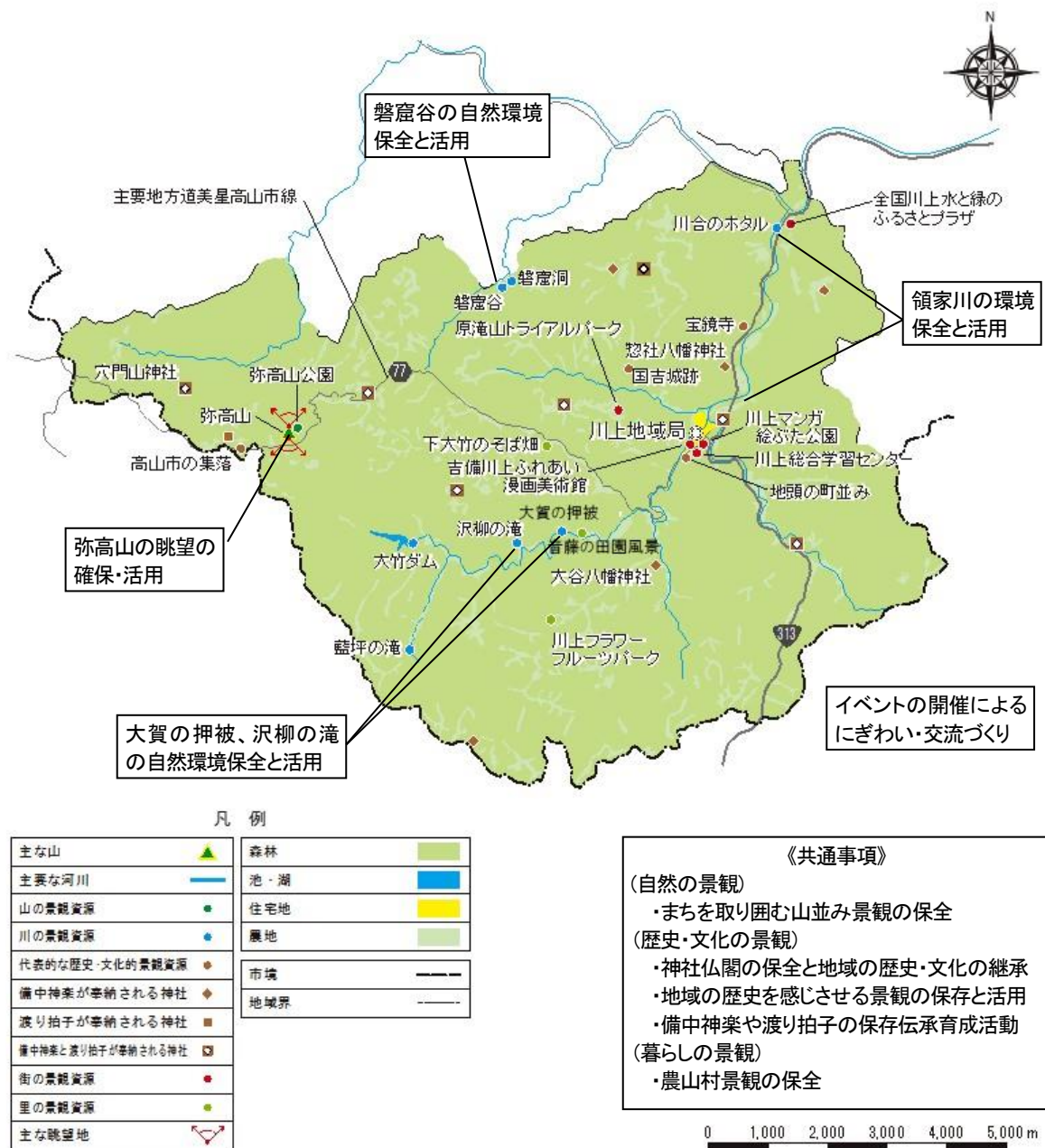
- ・吉備川上ふれあい漫画美術館やきじ丸通り商店街とその周辺は、地域の特色あるイベントの開催を通じて、魅力の向上やにぎわいのある景観の創出に努めるとともに、地域文化の発信と人々が交流する場として、地域の活性化につながる景観づくりをめざします。
- ・里山や棚田などの農地の風景は、地域住民と連携しながら周囲の自然と調和した良好な農山村景観の保全や魅力ある景観づくりに努めます。



音藤の田園風景



弥高のつつじまつり



川上地域の景観まちづくり方針図

◆川上地域の魅力的な景観（市民アンケート調査結果より上位三つ）

地域を代表する景観	自然の景観	歴史・文化の景観	町並みや集落の景観
弥高山	弥高山	穴門山神社	高山市の集落
マンガ絵ぶた祭り(終了)	磐窟谷	大谷八幡神社	地頭の町並み
沢柳の滝	沢柳の滝	国吉城跡	川上町から見る山並み

田畑や里山などの景観	祭・行事の景観	景観上重要な建造物や樹木	景観上重要な公共施設
音藤の田園風景	マンガ絵ぶた祭り(終了)	穴門山神社	マンガ絵ぶた館
下大竹のそば畑	渡り拍子	川上地域局(旧川上町役場) (解体)	川上総合学習センター
	秋祭り	成羽川土手の桜	広域農道

6. 備中地域の景観まちづくりの方針



備中地域の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

四季を彩る備中湖と農村風景を活かした景観まちづくり

備中地域には、本市最高峰の天神山から連なる吉備高原の山並みと成羽川、備中湖などが織りなす自然景観、高原上や成羽川沿いに見られる農山村集落や里山の景観、地域固有の歴史・文化を感じさせる黒鳥地区の代官所跡や酒蔵のある町並み景観を有しています。また、渡り拍子や備中神楽が各所で行われるなど、独自性ある風土を育んでいます。

地域内の小学校の校歌には、「霧はれあがる山々」「成羽川の清流」が、人々の心に残る郷土の風景として歌われている他、アンケート調査では「天神山」「雲海」「新成羽川ダム」などが地域を代表する景観として挙げられます。

こうした地域固有の景観を守り、育て、活かしていく景観まちづくりの目標として、「四季を彩る備中湖と農村風景を活かした景観まちづくり」を掲げ、地域一体で取り組んでいきます。

備中地域の景観まちづくり基本方針

【自然の景観】

■景観特性

- ・天神山などの緑豊かな山々は、まちの背景であるとともに、地域景観の基調となっています。
- ・成羽川上流の両岸は、浸食による切り立った急斜面となり、その中でも、用瀬嶽は垂直にそそり立つ石灰岩の岩壁が連なる景勝地として知られています。
- ・長谷川は、夏にはホタルが飛び交い、地域の人々に親しまれており、良好な水辺空間が形成されています。
- ・成羽川の水を湛える備中湖は、四季折々に移り変わる自然の色を映し出し、周囲の山並みと一体となった美しい景観を形成しています。

■景観まちづくりの基本方針

～ 豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり ～

- ・まちを取り囲む山々は、緑豊かな自然を感じられる山並み景観として保全に努めます。
- ・成羽川や長谷川は、適切な維持管理や自然環境の保全に努めるとともに、市民などが自然とふれあえる水辺空間として活用を図ります。
- ・備中湖や用瀬嶽は、適切な維持管理を図るとともに、四季の移り変わりを感ぜられる心地よい景観づくりに努め、地域の活性化につなげていくことをめざします。



天神山



成羽川



備中湖



用瀬嶽

【歴史・文化の景観】

■景観特性

・陣屋が置かれていた黒鳥地区には、代官所跡長屋門や旧道に沿った町家、酒蔵などの地域の歴史を感じさせる町並みが残されています。

・^{かさがみ}笠神文字岩展望公園には、鎌倉時代につくられた「笠神の文字岩」のレプリカが設置されており、成羽川の舟運の歴史を偲ぶ景観となっています。

・^{すきさき}鋤崎八幡神社や^{かめいし}亀石八幡神社、^{ちようけんじ}長建寺などの神社仏閣は、地域の歴史を感じさせる景観を形成しています。

・秋祭りには、鉦や太鼓のにぎやかな音にあわせて踊る勇壮、華麗な渡り拍子が行われるとともに、各所の神社で備中神楽が奉納され、地域を代表する民俗芸能として人々に受け継がれています。



黒鳥の町並み



笠神の文字岩

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

・歴史的な風情を感じさせる町並みや笠神の文字岩などの地域固有の景観資源は、これらとの調和に配慮した良好な景観づくりに努めるとともに、地域の魅力づくりへの活用を図ります。

・地域に多数点在する神社仏閣は、周辺の自然景観との一体的な保全に努め、地域の個性ある歴史・文化の景観としての継承を図ります。

・備中神楽や渡り拍子の保存伝承育成活動に対して継続的に支援するとともに、民俗芸能や伝統行事を通じて地域の活性化につなげていくことをめざします。



鋤崎八幡神社



渡り拍子（平川地区）

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・吉備高原のゆるやかな傾斜地や成羽川沿いに田畑が広がり、農家住宅が点在する農山村の景観は、地域の特徴ある暮らしの景観となっています。
- ・県内有数のトマト産地である湯野地区や平川地区、新規就農者の営農団地「山光園」^{さんこうえん}などでは、ビニールハウスの連なる特色ある農業景観が形成されています。
- ・ホタルやカタクリの花、節分草など、四季折々の特徴ある自然景観を各地域で見ることができます。
- ・主要地方道新見川上線からは、成羽川の流れとその両岸につづく緑豊かな山々、農山村の風景などの潤いのある豊かな景観を眺めることができます。



東油野の農村景観



営農王国「山光園」

■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

- ・湯野地区や山光園のビニールハウスの連なる特色ある農業景観をはじめ、里山や棚田などの心安らぐ農山村の風景は、地域住民と連携しながら、周囲の自然と調和した魅力ある景観づくりに努めるとともに、市民が農業と親しめる場として活用することをめざします。
- ・地域住民と来訪者との交流を図り、にぎわいと活気のある景観づくりに努めます。
- ・地域の主要な道路沿いは、草刈りなどの適切な維持管理や豊かな自然景観の眺望確保を図るなど、地域全体の魅力向上につながる沿道の景観づくりに努めます。



主要地方道新見川上線の沿道



◆備中地域の魅力的な景観（市民アンケート調査結果より上位三つ）

地域を代表する景観	自然の景観	歴史・文化の景観	町並みや集落の景観
雲海	天神山	鋤崎八幡神社	平川の集落
天神山	成羽川	亀石八幡神社	布賀の集落
新成羽川ダム	新成羽川ダム	岩谷神社	津々羅の集落

田畑や里山などの景観	祭・行事の景観	景観上重要な建造物や樹木	景観上重要な公共施設
布賀の田畑	渡り拍子	数之瀬の桜	新成羽川ダム
山光園	ふるさと祭り(終了)	ダム湖周辺の桜	西山高原キャンプ場
湯野のトマト畑	備中神楽	亀石八幡神社のスギ・ケヤキ	景年記念館(閉館)

第4章 重点地区

景観まちづくりの方針

1. 重点地区の指定要件
2. 高梁城下町地区の景観まちづくりの方針
3. 吹屋周辺地区の景観まちづくりの方針

1. 重点地区の指定要件

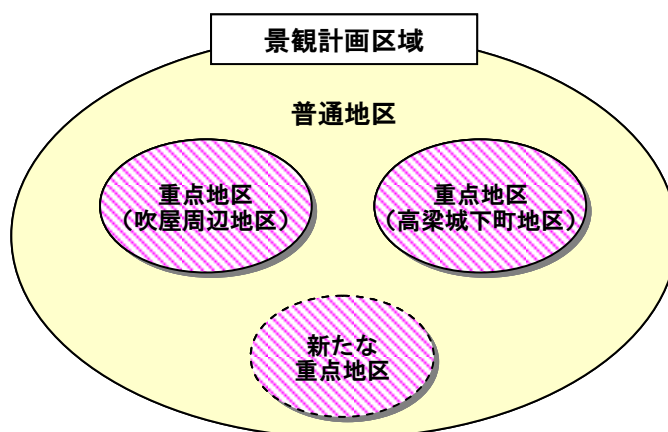
市全域で景観まちづくりを進める上で、下記の要件に該当する地区については、重点地区に指定し、積極的な景観形成を図ります。

重点地区の指定要件

- 本市を代表する優れた景観や眺望を有し、その保全の必要性や緊急性が高い地区
- 地域の拠点となる駅や市役所の周辺など、良好な景観を創っていくべき地区
- 大規模な公共事業や民間事業の計画があり、先導的に良好な景観を創っていくべき地区
- 地域住民の景観形成に関する意識が高く、まちづくりの機運が高い地区

「高梁城下町地区」と「吹屋周辺地区」は、「本市を代表する良好な景観や眺望を有し、その保全の必要性や緊急性が高い地区」として、これまで景観形成の取り組みがなされ、継続的に景観形成を図っていく必要があるため重点地区とします。

今後、地域の景観特性を踏まえ、地域住民との合意形成を図りながら、重点地区の範囲の拡大と新たな重点地区の指定をめざします。



2. 高梁城下町地区の景観まちづくりの方針



高梁城下町地区の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

城下町のたたずまいを感じる景観まちづくり

高梁城下町地区は、臥牛山から愛宕山に続く山並み、石火矢町の武家屋敷、本町をはじめとする商家の町並み、東の山裾に連なる神社仏閣、紺屋川美観地区など、本市を代表する優れた景観を有しています。また、備中高梁駅から西へ延びる駅前大通り、北へ延びる城見通りは、本市の玄関口として魅力ある都市景観の形成が望まれます。駅東側においては、道路整備が進められ、愛宕山や松連寺の眺望を活かした潤いとゆとりのある新たな町並み景観の形成が期待されます。

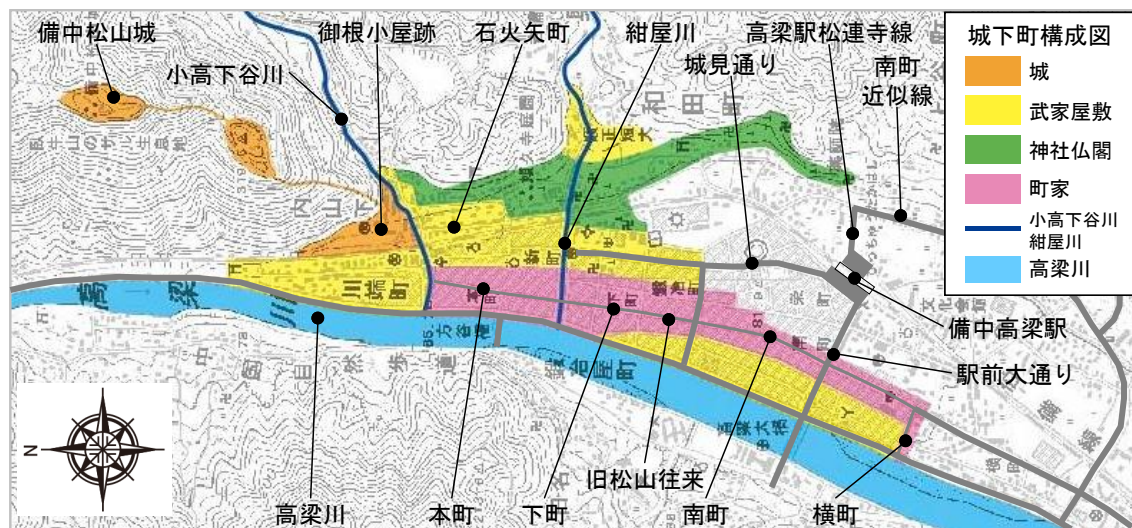
こうした地区固有の景観を守り、育て、活かしていく景観まちづくりの目標として、「城下町のたたずまいを感じる景観まちづくり」を掲げ、地域一体で取り組んでいきます。

■高梁城下町地区の景観構成

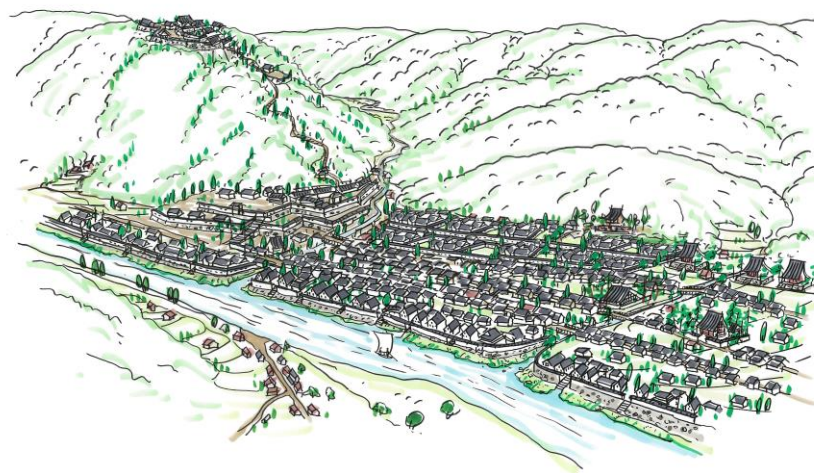
臥牛山から愛宕山に続く山並みは、町並みの背景となり彩りと潤いを与えています。

本地区の北にそびえる臥牛山には備中松山城があり、その麓の備中松山藩御殿が置かれた御根小屋跡を中心に、城下町は高梁川に沿って南に広がり、石火矢町の武家屋敷、城郭を思わせる石垣が特徴の神社仏閣、旧松山往来沿いの本町、下町、南町、横町に残る町家など、江戸時代の町割りを今も受け継ぐ歴史的な町並み景観が形成されています。

備中高梁駅が大正 15 年に開設されたことに伴い、城下町を越えて南に市街地が広がり、駅西側の駅前大通りと城見通り沿いには商店や事務所などが建ち並ぶ比較的新しい町並みが形成されています。また、駅東側には高梁駅松連寺線、南町近似線の道路整備が進められ、良好な町並み景観の形成が期待されます。



高梁城下町地区の構成図



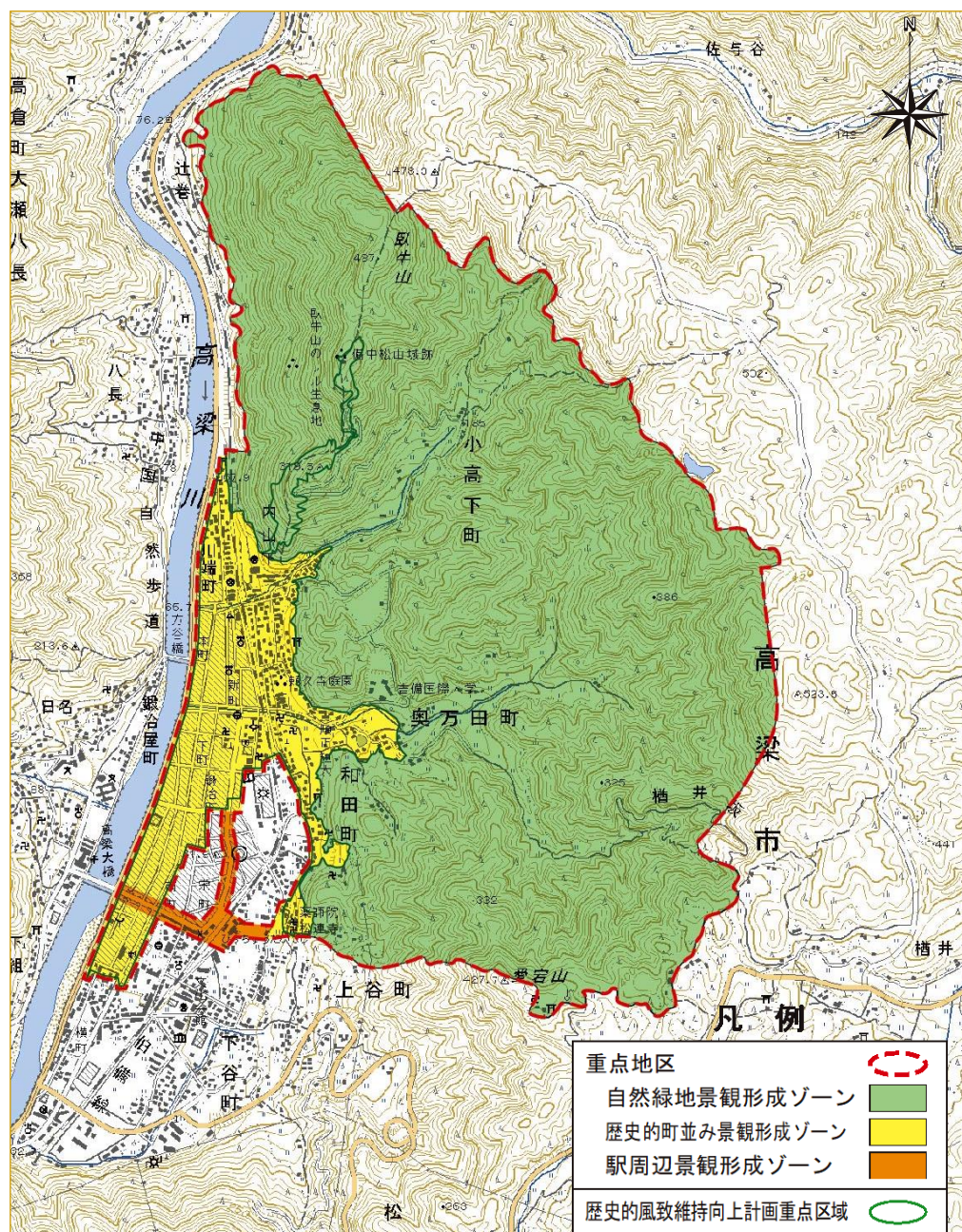
城下町の模式

※図は、現在の城下町の特徴となる景観を考える上で、江戸時代の武家屋敷、町家、神社仏閣、堀の役割を果たした河川を模式的に表示したものです。

■重点地区の範囲

高梁城下町地区は、歴史的な建造物や町並みの景観とその背景となる緑豊かな自然景観とが互いに調和し、一体となって優れた景観を呈しています。また、備中高梁駅周辺は、来訪者に本市の第一印象を与え、また歴史的な町並みへつなぐ玄関口となっています。

こうした地区の特性を活かした景観まちづくりを進めていくため、本地区を重点地区として定め、「自然緑地景観形成ゾーン」「歴史的町並み景観形成ゾーン」「駅周辺景観形成ゾーン」に区分し、ゾーン毎の特性を踏まえた景観形成を図ります。(下図参照)



高梁城下町地区の範囲とゾーン区分図

（１）自然緑地景観形成ゾーンの基本方針

【自然の景観】

■景観特性

- ・臥牛山や愛宕山などの四季折々に美しい姿を見せる山々は、本地区の背景となり、町並みに潤いと安らぎを与えています。
- ・臥牛山からは吉備高原の山々に囲まれた市街地とその中央を南北に流れる高梁川を見渡すことができる良好な眺望地となっています。



臥牛山と市街地

■景観まちづくりの基本方針

～ 豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり ～

- ・本地区の背景となる山々は、豊かな緑と四季を感じられるよう保全に努めるとともに、山並みに調和した町並み景観の誘導を図ります。
- ・臥牛山からの市街地の眺望を確保していくために、樹木の手入れや除草などの適切な維持管理に努めます。



臥牛山からの眺望

【歴史・文化の景観】

■景観特性

- ・緑豊かな自然林に覆われた臥牛山にそびえる備中松山城の天守や櫓、狭間のある土塀、大手門付近などの石垣は山城の壮麗な歴史的景観を形成しています。



備中松山城

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

- ・備中松山城は文化財としての保存を図るとともに、周囲の自然と一体となった景観の保全に努めます。
- ・備中松山城は本市のシンボルとして、より一層魅力を高め、地域の活性化につながる景観づくりを図ります。



備中松山城大手門付近の石垣

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・小高下町では、緑豊かな山々と一体となった美しい棚田と自然石を用いた小高下谷川の護岸が続き、備中松山城へのアプローチ空間の演出にもつながっています。

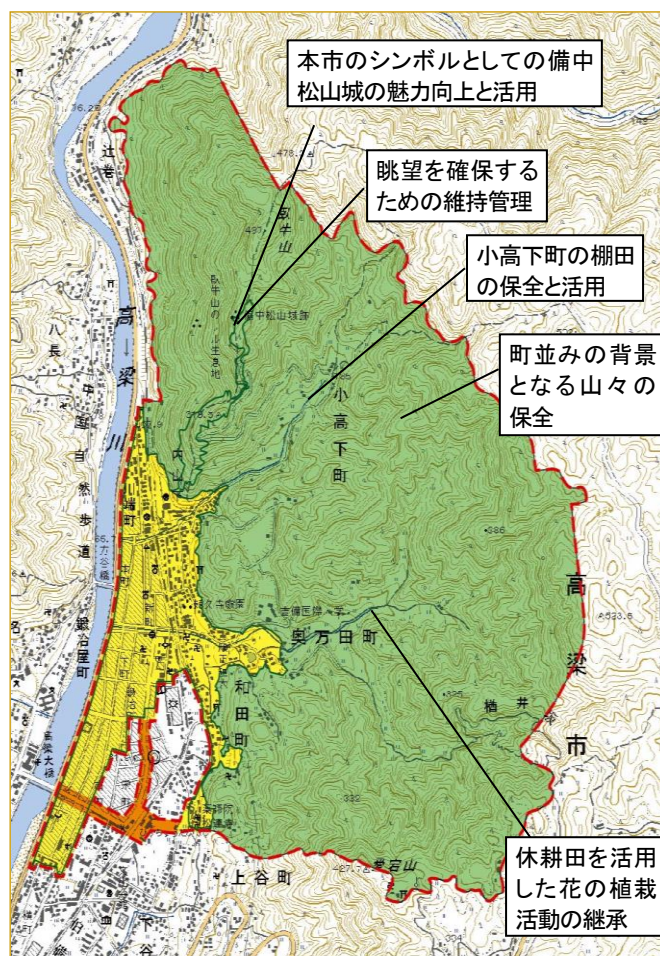


小高下町の棚田と自然石護岸

■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

- ・地域の個性ある景観の継承に努めるとともに、花や緑で潤いのある景観づくりの促進に努めます。



自然緑地景観形成ゾーンの基本方針図

(2) 歴史的町並み景観形成ゾーンの基本方針

【歴史・文化の景観】

■景観特性

- ・御根小屋跡から南へ延びる石火矢町は、連続する土塀と門構え、前庭の木々と主屋が、武家屋敷の趣を今に伝えています。
- ・松山往来と呼ばれた本町や下町、南町の通りなどでは、間口が狭く奥行き長い敷地の道路側に主屋が建ち、その背後に土蔵などの付属屋が連なる伝統的な町家が残され、城下町の面影を今に伝えています。
- ・市街地東側の山裾には重厚な石垣の上に築かれた頼久寺や松連寺などの寺院群が連なり、また静寂な鎮守の森に囲まれた八幡神社や御前神社などが点在しています。
- ・本町、新町、鍛冶町などには、商売繁盛のために市神様が祀られ、七恵比寿として今もその伝統が継承され、地区ごとに祭礼が営まれています。
- ・旧高梁尋常高等小学校本館、順正寮跡、高梁基督教会堂などの教育文化の歴史的建造物が数多く残され、町並み景観の特徴となっています。



石火矢町の武家屋敷



頼久寺



高梁基督教会堂

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

- ・石火矢町や本町をはじめとする武家屋敷や町家などが残る地区では、伝統的建造物を保全するとともに、城下町の風情を感じさせる町並みに配慮した景観形成を誘導していきます。
- ・城下町の面影を色濃く残す通りを「景観形成道路」と定め、沿道景観の積極的な景観誘導により、城下町のたたずまいの保全と継承を図ります。
- ・市街地東側の山裾に連なる寺院群や地区内に点在する神社周辺の景観保全や眺望景観に配慮した景観づくりに努めます。
- ・七恵比寿は城下町の歴史を物語る地域固有の景観として保全・活用を図ります。
- ・本市の教育文化を伝える建造物の保全・活用を図り、地域の活性化につながる景観づくりをめざします。



景観形成道路



七恵比寿

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・武家屋敷の町割りを残す地区では、土塀と門を有する和風の住宅が数多く見られます。町家の町割りを残す地区では、伝統的な店構えを継承した老舗や町家を活用した旅館などの新たな店舗が見られます。
- ・紺屋川美観地区は、市街地の東西を流れる紺屋川とその川沿いの桜や柳をはじめ、有終館跡のクロマツと土塀、町家、土蔵などが調和した情緒あふれる景観を形成し、桜の咲き誇る春には多くの来訪者でにぎわいます。
- ・江戸時代からの町名や小路が今もそのまま残され、人々の暮らしの中に息づいています。
- ・本町の住民により開催される「町家通りの雛まつり」では、玄関などに雛人形が飾られ、多くの観光客や市民が集うにぎわいのある町並み景観が創出されています。



町家を活用した旅館



紺屋川



まちかどの町名板



町家通りの雛まつり



まちかどの花の寄せ植え

■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

- ・武家屋敷や町家などの伝統的建造物を日常の暮らしの中で守り活かしていく景観づくりをめざします。
- ・紺屋川美観地区は、川の流れや川沿いの桜・柳の並木、建造物との調和を図り、地域の活性化へつながる景観づくりをめざします。
- ・城下町の歴史を伝える町名は、町それぞれの歴史と特徴を表わすものとして継承します。
- ・小路は地域の防災性や交通利便性を配慮しながら、沿道の緑化や美化・清掃活動など、路地空間の風情を活かしたまちづくりに努めます。
- ・地域の特色ある祭りを通じて、地域住民と来訪者の交流を図り、にぎわいと活気の創出に努めます。



歴史的町並み景観形成ゾーンの基本方針図

【景観形成道路】

武家町・商家町・寺院群として城下町の面影を色濃く残す通りを景観形成道路と定め、道路の修景を図るとともに、沿道の建築物及び塀などの工作物について積極的な景観誘導を図ります。

(3) 駅周辺景観形成ゾーンの基本方針

【駅前大通りの沿道】

■景観特性

- ・備中高梁駅から西へ真っすぐ延びる駅前大通りは、吉備高原の山々を背景に、歩道の整備と無電柱化によりすっきりとした道路空間が形成されています。
- ・お盆には江戸時代からの伝統を持つ松山踊りが行われ、本市を代表する夏の風物詩となっています。



松山踊り(駅前大通り)

■景観まちづくりの基本方針

- ・駅前大通りは本市の玄関口であり、来訪者に本市の第一印象を与える重要な通りとして、にぎわいの中にも落ち着きが感じられる魅力ある町並み景観の形成をめざします。
- ・沿道の建築物は、壁面の位置を揃え、低層部の軒高や日よけテントの高さを揃えるなど、連続性のある町並み景観の形成をめざします。



駅前大通り

【城見通りの沿道】

■景観特性

- ・備中高梁駅から北へ延びる城見通りは、駅と主要な観光地を結び、市民のみならず来訪者も多く利用する重要な道路です。
- ・主要な交差点などからは臥牛山を眺望することができ、町並みに潤いと安らぎを与えています。



城見通りからの臥牛山の眺望

■景観まちづくりの基本方針

- ・城見通りは備中高梁駅から歴史的な町並みをつなぐ玄関口として、にぎわいの中にも落ち着きが感じられる魅力ある町並み景観の形成を図ります。
- ・沿道の建築物は通りからできるだけ後退し、ゆとりのある空間の確保に努めるとともに、城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある町並み景観の形成を図ります。



城見通り

【高梁駅松連寺線の沿道】

■景観特性

- ・備中高梁駅の東側は、愛宕山や松連寺などを背景として農地が広がり、低層住宅やアパートが点在しています。
- ・都市計画道路高梁駅松連寺線の整備が行われ、新たなまちなか生活エリアとしての景観づくりが期待されています。



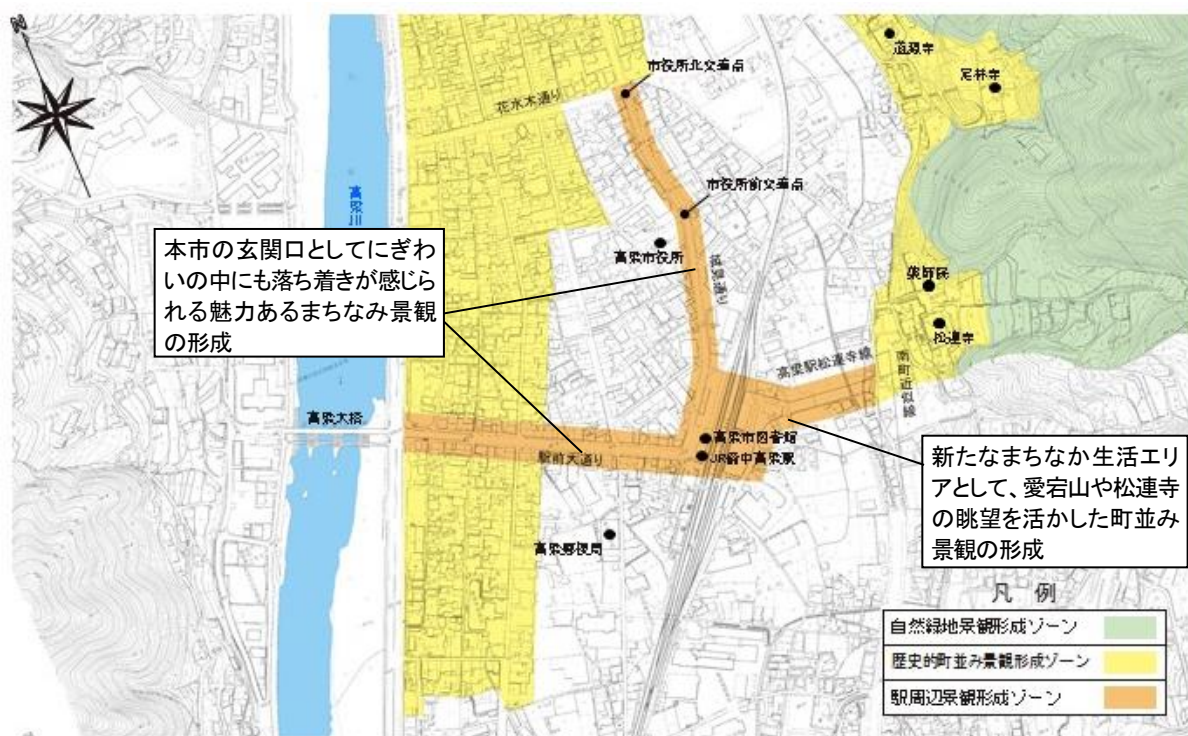
駅東側からの愛宕山と松連寺の眺望

■景観まちづくりの基本方針

- ・高梁駅松連寺線の沿道は、備中高梁駅の東側の新たなまちなか生活エリアとして、愛宕山や松連寺の眺望を活かした潤いとゆとりのある町並み景観の形成を図ります。
- ・沿道の建築物は、高梁駅松連寺線からの愛宕山と松連寺の眺望に配慮し、背景となる山並みや寺院と調和した潤いとゆとりのある町並み景観の形成を図ります。



愛宕山と松連寺



駅周辺景観形成ゾーンの基本方針図

3. 吹屋周辺地区の景観まちづくりの方針



吹屋周辺地区の景観まちづくり

【景観まちづくりの目標】

緑に映えるベンガラの町並みを活かした景観まちづくり

吹屋の町並みは、赤褐色の石州瓦とベンガラ色の町並みを特徴として、昭和 49 年に岡山県の「ふるさと村」に指定され、昭和 52 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなど、本市を代表する歴史・文化の漂う風景として大切に守り続けられてきています。令和 2 年には「ジャパンレッド」発祥の地ー弁柄と銅の町・備中吹屋ーとして日本遺産に認定されました。

この吹屋固有の趣のある風景は、町並みだけではなく、周りを取り囲む山々の緑や銅山とベンガラで栄えた歴史が重なりあってつくり出されています。

こうした吹屋の町並みを取り囲む山並みや歴史・文化の背景を含めた地区固有の景観を守り、育て、活かしていく景観まちづくりの目標として、「緑に映えるベンガラの町並みを活かした景観まちづくり」を掲げ、地域一体で取り組んでいきます。

■吹屋周辺地区の景観構成

吹屋周辺地区の景観を概観すると、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「吹屋の町並み」を中心に、その町並みを取り囲む「吉備高原の山並み」、町並みの成り立ちを物語る「歴史・文化的な背景や資源」などの要素が重なりあって、地区固有の景観が形成されています。

【吹屋の町並みの成り立ちを物語る「歴史・文化的な背景や資源」】

吹屋は幕末から明治時代にかけて銅鉱とベンガラの産地として栄えた町です。その町並みは、ベンガラ豪商たちが石州から宮大工の棟梁たちを招いて、各町家をベンガラ格子と石州瓦屋根による統一を図りながら建築し形成されたもので、吹屋の歴史・文化を伝える遺産ともいえます。

吹屋の町並みの周辺には、笹畝坑道などの銅山跡、ベンガラ工場を復元したベンガラ館など、吹屋の歴史・文化を伝える資源が数多く残っています。

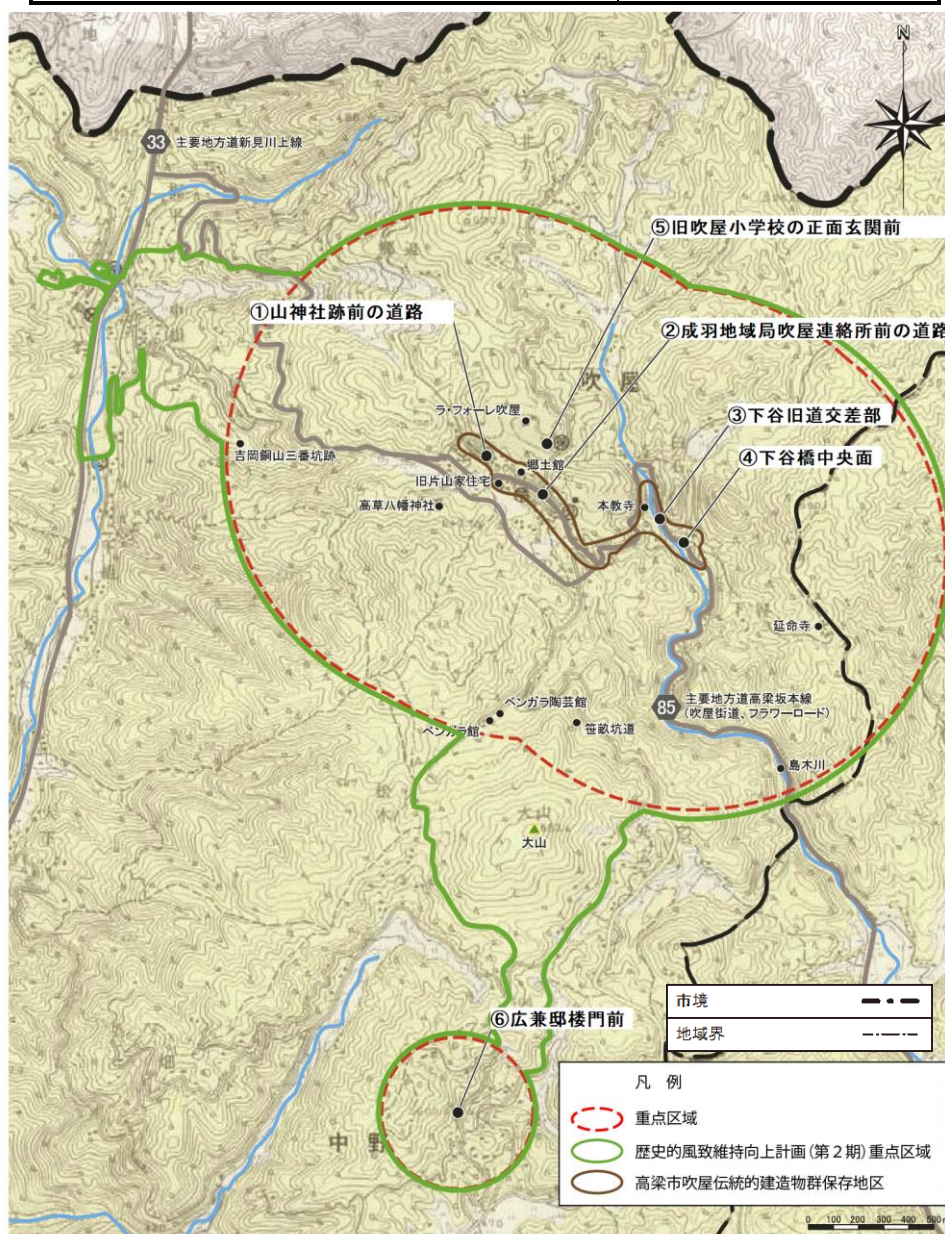
その中でも、城郭を思わせる雄大な石垣を有する広兼邸、平成24年3月まで日本最古の現役木造校舎であった旧吹屋小学校は、ベンガラ色の町並みとともに吹屋を代表する景観資源として挙げられます。



重点地区の範囲

吹屋周辺地区の重要な景観とその背景を保全するために眺望地点を6箇所設定し、そこからの眺望と吹屋周辺の歴史的・文化的な景観を構成している景観資源を含む範囲を重点地区とします。(下図参照)

主要眺望地点	重点地区の範囲
① 山神社跡前の道路	半径 1,000mの範囲
② 成羽地域局吹屋連絡所前の道路	
③ 下谷旧道交差部	
④ 下谷橋中央面	
⑤ 旧吹屋小学校の正面玄関前	半径 300mの範囲
⑥ 広兼邸楼門前	



吹屋周辺地区の範囲と主要眺望地点

吹屋周辺地区の景観まちづくり基本方針

【自然の景観】

■景観特性

- ・吹屋の町並みを取り囲む山々の緑は、ベンガラ色の町並みを際立たせています。また、地区を代表する景観として挙げられる広兼邸や旧吹屋小学校校舎の背景となる森林は、景観を構成する重要な要素となっています。
- ・吹屋街道沿いを流れる島木川や、吹屋の町並みと広兼邸の中間に位置する^{おおやま}大山は、本地区の回遊性を高める上で重要な自然の景観資源となっています。

■景観まちづくりの基本方針

～ 豊かな自然を守り育て、活かす景観まちづくり ～

- ・吹屋の町並みなどの地区を代表する景観資源の背景となる山々は、地域ぐるみの保全活動を推進するとともに、豊かな自然と調和した建築物などの景観誘導を図ります。
- ・島木川は、草刈りや倒木の除去などの適切な維持管理に努めるとともに、町並みに潤いを与える貴重な自然環境として、親水性の創出に努め、水辺散策の場としての活用を図ります。
- ・大山は、安全な登山道の確保を含む適切な維持管理に努めるとともに、眺望地としての活用を図ります。



山々に囲まれた吹屋の町並み



広兼邸と背景の森林



旧吹屋小学校と背景の森林



島木川

下町駐車場から見た大山^{おおやま}

【歴史・文化の景観】

■景観特性

- ・吹屋の町並みの周辺には、笹畝坑道、吉岡銅山遺跡、ベンガラ館、広兼邸、旧吹屋小学校など、地域の歴史・文化を伝える資源が数多く残され、地域固有の優れた景観を形成しています。
- ・銅栄寺は、赤褐色の焼き色斑が美しく映える石州瓦の屋根が連なる吹屋の町並みを見下ろすことができる貴重な眺望地となっています。
- ・明治後期に建築され、120 年以上の歴史を歩んできた旧吹屋小学校校舎は、令和 4 年 2 月に保存修理工事が完了し、吹屋の新たな拠点施設として地域の人々に親しまれています。
- ・吹屋の町並みの南側の山中には、八十八箇所の石仏が置かれた全長約 3kmのお大師道があり、人々の信仰の文化を今に伝えています。

■景観まちづくりの基本方針

～ 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり ～

- ・地域の歴史を物語る豊富な景観資源は、吹屋町並保存会を中心とした地域住民と連携しながら保全を図るとともに、地域の魅力づくりに活用します。
- ・銅栄寺からの吹屋の町並みの眺望の確保に配慮した維持管理に努めるとともに、案内誘導サインの充実を図ります。
- ・旧吹屋小学校校舎は、子どもたちを育んだ住民の資産として、地域への誇りや愛着を高めつつ、周辺の自然景観とともに保全と活用を図ります。
- ・お大師道に点在する石仏は、周辺の里山景観と一体的な保全を図り、地域の個性ある歴史・文化の景観として継承します。



吹屋の町並みの眺め



笹畝坑道入口



ベンガラ館



旧吹屋小学校



お大師道

【暮らしの景観】

■景観特性

- ・本市を代表する景観資源である吹屋の町並みは、観光客が地域内を散策する様子が日常の風景となり、にぎわいのある町並み景観を形成しています。
- ・吹屋ベンガラ灯りや赤で彩るアート展、ヒルクライムチャレンジグランフォンド高梁などの多彩なイベントや住民による観光ガイドへの取り組みが、にぎわいにつながり、町並みの魅力を高めています。
- ・山間に開けた農地や里山などの風景は、周囲の緑豊かな自然環境と調和した落ち着いたある農山村の景観を形成しています。



観光客でにぎわう吹屋の町並み



吹屋ベンガラ灯り

■景観まちづくりの基本方針

～ 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり ～

- ・吹屋の町並みをはじめ、その周辺の旧吹屋小学校や広兼邸などの地域固有の歴史・文化的資源を活用したイベントや祭りの継承に努め、にぎわいや交流の場の創出を図ります。
- ・主要な広域観光ルートや散策ルートの道路沿いは、統一性のある分かりやすい案内板の充実や地域ぐるみの除草や植栽などの美化活動を推進し、地域全体の魅力向上につながる沿道景観の向上を図ります。
- ・広兼邸などの地域を代表する景観資源周辺の里山や棚田などの農地の風景は、地域住民と連携しながら自然と調和した良好な農山村景観の保全に努めます。



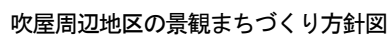
旧吹屋小学校周辺の案内板



吹屋町並保存会による観光ガイド



広兼邸からの農地の眺望



第5章 良好な景観形成に向けた 取り組み

1. 良好な景観形成のためのルール
 - 1-1. 良好な景観形成のための届出
 - 1-2. 景観形成基準
2. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針
3. 景観重要公共施設の整備に関する方針

良好な景観形成に向けた取り組みとして、景観法の制度を活用した次の3項目を挙げます。

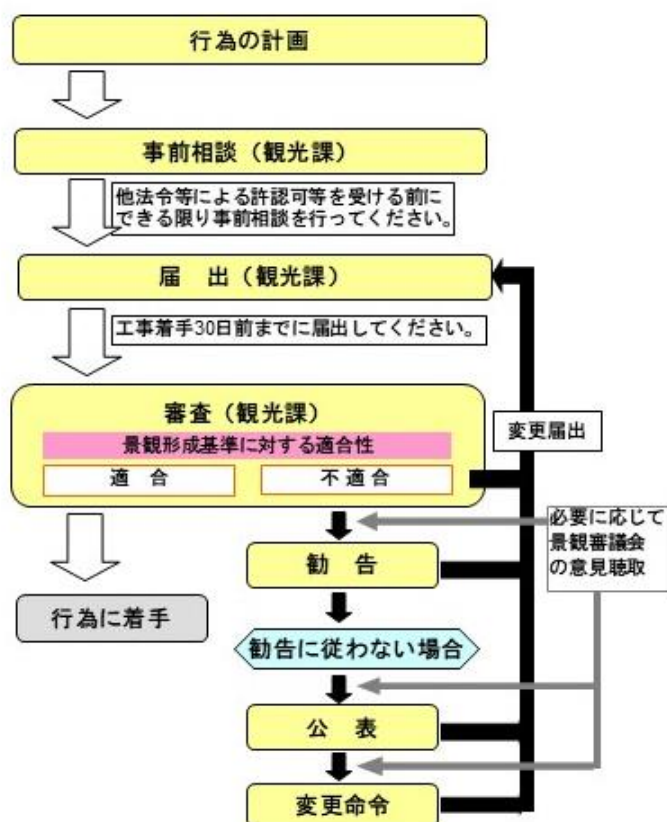
- **良好な景観形成のためのルール**: 良好な景観形成を進めるため、一定規模以上の建築物や工作物の新築、改築、模様替えなどを行う場合については、本計画に定める景観形成基準に基づき誘導を図ります。
- **景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針**: 地域の景観上重要な建造物や樹木を指定して保全することで、地域の景観を守り、周辺の景観形成の誘導を図ります。
- **景観重要公共施設の整備に関する方針**: 景観上重要な道路や河川、公園、広場を景観重要公共施設に指定し、公共施設の景観形成を積極的に図ることにより、地域の良好な景観形成の誘導を図ります。

1. 良好な景観形成のためのルール

1-1. 良好な景観形成のための届出

一定の規模以上の建築物や工作物の新築、増改築、模様替えなどの行為を行う場合は、事前相談や届出が必要となります。

届出から審査、工事に着手するまでのフローは次のとおりです。



(1) 普通地区の届出対象行為

1) 建築物

行為の種類	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	・高さ 10m 又は 建築面積 500 m ² を超えるもの

適用除外

- ・仮設の建築物の建築等
- ・増築、改築に係る床面積の合計 10 m²以下のもの
- ・外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計 10 m²以下のもの
- ・改築で外観の変更を伴わないもの

2) 工作物

行為の種類	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの ・装飾塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・擁壁その他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	・高さ 13m（建築物と一体となって設置される場合は、高さ 5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m）又は築造面積 1,000 m²を超えるもの
	・広告物、広告塔その他これらに類するもの	・高さ 13m又は表示面積の合計 25 m²（建築物と一体となって設置される場合にあっては高さ 5m、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m又は表示面積の合計 25 m²）を超えるもの

届出対象規模	・ 垣、さく、塀その他これらに類するもの	・ 高さ 3mを超えるもの
	・ 電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの	・ 高さ 20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ 20m）を超えるもの

適用除外

- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 改築で外観の変更を伴わないもの

3) 土石の採取、鉱物の掘採

届出対象規模	当該行為に係る部分の土地の面積 1,000 m ² を超えるもの、又は高さ 5m及び長さ 10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
--------	---

適用除外

- ・ 国道、県道、4 車線以上の市道及び鉄道線路の境界から 1,000m以内の区域以外の区域における行為

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出対象規模	物件の高さ 5m 又は当該行為に係る部分の土地（水平投影面積）の面積 1,000 m ² を超えるもの
--------	--

適用除外

- ・ 都市計画法に規定する工業地域内における行為
- ・ 国道、県道、4 車線以上の市道及び鉄道線路の境界から 100m以内の区域以外の区域における行為
- ・ 外部から見通すことのできない場所での行為
- ・ 期間が 90 日を超えて継続しないもの

※1) ～ 4) に共通する適用除外

- ・ 文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等、伝統的建造物群保存地区内における現状変更を行う行為
- ・ 都市計画法に規定する風致地区及び地区計画の区域内における建築物の新築等
- ・ 岡山県自然保護条例に規定する自然環境保全地域及び環境緑地保護地域等内における建築物の新築等
- ・ 岡山県立自然公園条例に規定する特別地域及び普通地域内における工作物の新築等
- ・ 岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・ 高梁市文化財保護条例に規定する市指定重要文化財の現状変更・修理等を行う行為
- ・ 地盤面下又は水面下における行為
- ・ 他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(2) 重点地区の届出対象行為

1) 建築物

行為の種類	新築、増築、改築若しくは移転	外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	・当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m²を超えるもの ・新築後、増築後、改築後又は移転後の高さ 5mを超えるもの	・当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m²を超えるもの

適用除外

- ・仮設の建築物の建築等
- ・改築で外観の変更を伴わないもの

2) 工作物

行為の種類	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの ・装飾塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの	・高さ 5m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが 1mを超えるもの（彫像、記念碑等を除く） ・増築後、改築後又は移転後の高さ 5mを超えるもの
	・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 ・污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの、又は、築造面積 10 m²を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが 1mを超えるもの ・増築後、改築後又は移転後の高さ 5mを超えるもの、又は、築造面積 10 m²を超えるもの

届出対象規模	・ 広告板、広告塔その他これらに類するもの	・ 高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超え、かつ、工作物自体の高さが1mを超えるもの、又は表示面積の合計1㎡を超えるもの ※以下については届出を要しない。 ①法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件 ②公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター立札等又はこれらを掲出する物件 ③人、動物、車両、船舶等に表示される物件 ④90日を超えて継続して表示又は掲出されないもの
	・ 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	・ 高さ1.5mを超えるもの ・ 増築後、改築後又は移転後の高さ1.5mを超えるもの
	・ 電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの	・ 高さ（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ）10mを超えるもの ・ 増築後、改築後又は移転後の高さ10mを超えるもの

適用除外

- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 改築で外観の変更を伴わないもの

3) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て

届出対象規模	・当該行為に係る面積が 500 m ² を超え、又は高さが 1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの
--------	---

適用除外

- ・宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

4) 木竹の伐採

届出対象規模	・高さ 10mを超えるもの、又は伐採面積が 500 m ² を超えるもの
--------	---

適用除外

- ・間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出対象規模	・物件の高さが 1.5mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の水平投影面積が 100 m ² を超えるもの
--------	--

適用除外

- ・外部から見通すことのできない場所での行為
- ・期間が 90 日を超えて継続しないもの

※ 1) ～ 5) に共通する適用除外

- ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等、伝統的建造物群保存地区内における現状変更を行う行為
- ・都市計画法に規定する風致地区及び地区計画の区域内における建築物の新築等
- ・岡山県自然保護条例に規定する自然環境保全地域及び環境緑地保護地域等内における建築物の新築等
- ・岡山県立自然公園条例に規定する特別地域及び普通地域内における工作物の新築等
- ・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・高梁市文化財保護条例に規定する市指定重要文化財の現状変更・修理等を行う行為
- ・地盤面下又は水面下における行為
- ・他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

1-2. 景観形成基準

(1) 普通地区の景観形成基準

1) 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

事 項	基 準
位 置	(1) 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 (2) 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 (3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に活かせるように配慮すること。 (4) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 (5) 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 (6) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した位置とすること。
形 態	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態とすること。
意 匠	(1) 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 (2) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 (3) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 (4) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した意匠とすること。
色 彩	(1) けばけかしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。こと。 (3) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。
素 材 及 び 材 料	(1) 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 (2) 地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。 (3) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
敷地の 緑 化	(1) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。

2) 工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

事 項	基 準
位 置	(1) 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 (2) 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 (3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に活かせるように配慮すること。 (4) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 (5) 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 (6) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した位置とすること。
形態又は意匠	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。
色 彩	(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。
素 材 及 び 材 料	(1) 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
敷地の緑化	(1) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。

3) 土石の採取、鉱物の掘採

事 項	基 準
採取又は掘採の方法	(1) 周辺の景観を乱さないような方法とすること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。
遮へい	(1) 敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。
事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	基 準
堆積の方法	(1) 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。 (2) 積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。 (3) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること。
遮へい	(1) 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。

(2) 高梁城下町地区の景観形成基準

■自然緑地景観形成ゾーン・歴史的町並み景観形成ゾーン

- 1) 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

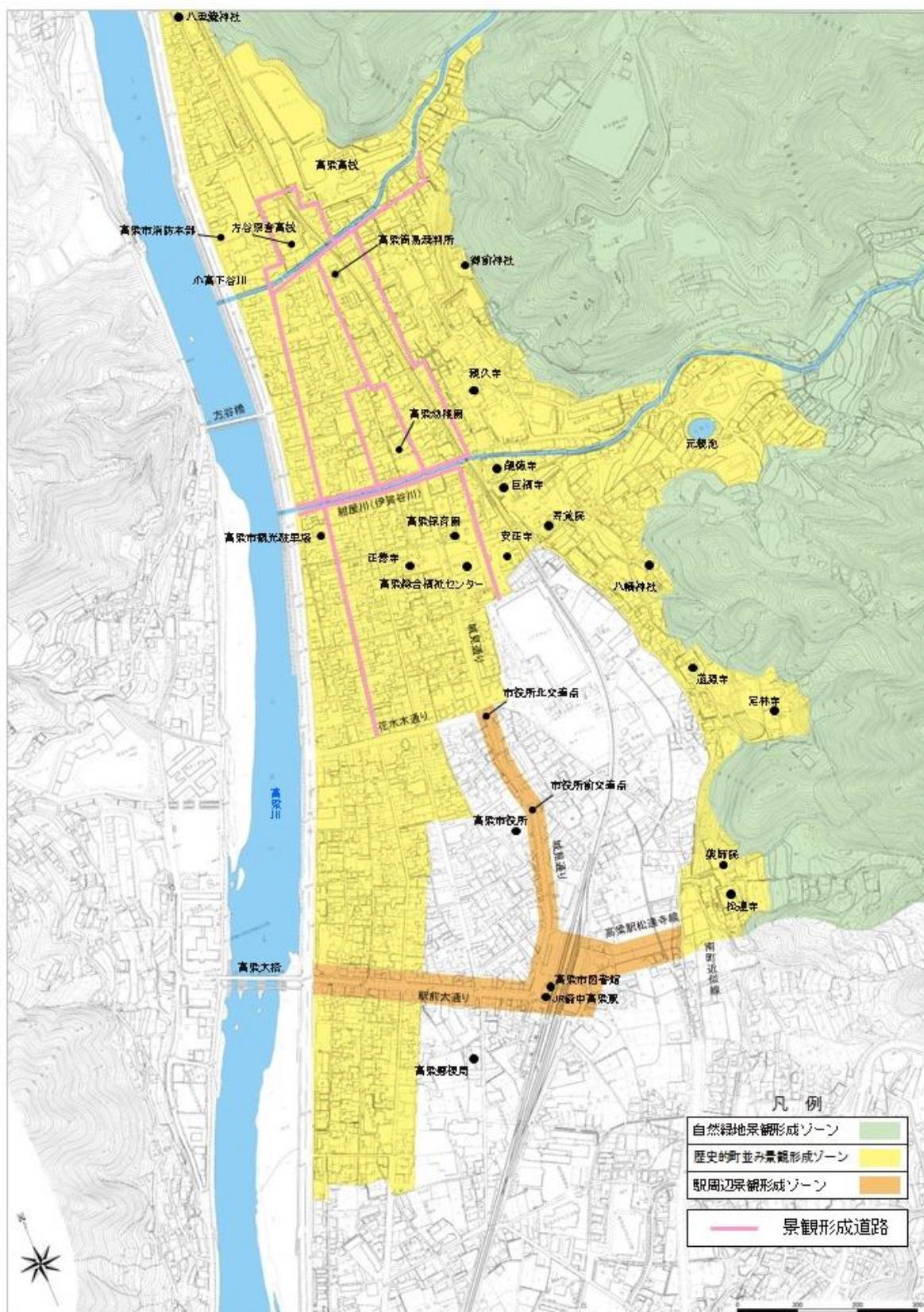
事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。		
	(2)山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。		
	(3)道路境界線及び隣接境界線からできるだけ多く後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	(4)伝統的な町家が残る地区では、壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。やむを得ず壁面線を後退させる場合は、周辺の景観に調和した門や塀等を設置し、町並みの連続性にできるだけ努めること。	
	—	(5)太陽光パネル等を屋根面に設ける場合は、通りから目立たないように配置を工夫すること。	—
	(6)敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。		
	(7)樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に活かせるように配慮すること。		
規 模	(1)自然緑地景観を活かせるように、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。	(2)緑豊かな町並み景観として、植栽等を施せるように建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。	

※「①景観形成道路の沿道」とは、P74 の図に示した「景観形成道路」に接し、この道路から眺望できる範囲を示す。

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
規 模	(3) 高さをできるだけ抑えて、地区内の自然景観との調和を図ること。	(4) 町並みの連続性や通りからの見え方に配慮した高さや規模とするとともに、本地区における伝統的建築物の高さより突出しないように配慮すること。	(5) 周囲の町並みから著しく突出した高さとならないように配慮すること。
	—	—	(6) 南町近似線から薬師院及び松連寺、愛宕山の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。
形 態	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態にすること。		
	(2) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。	(3) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として和瓦葺き勾配屋根、もしくはこれに類したものとするとともに、適切な軒の出を有すること。	(4) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として勾配屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。
	—	(5) 原則として本地区における伝統的建築物に類した形態とするとともに、通りごとの町並みのまとまりに配慮した形態とすること。	(6) 原則として本地区における伝統的建築物に類した形態とすること。
		(7) 伝統的建築物が比較的まとまって残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、その伝統的様式を継承し、もしくは取り入れた形態とするように努めること。	—
	(8) 伝統的建築物は地区のシンボルとして外観の保全に努めること。		
意 匠	(1) 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。		
	(2) 外壁又は屋上に設ける設備は、格子又はルーバで覆う等により露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。		
	(3) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。		

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
意 匠	(4)大規模建築物は、道路及び隣地との間に空間を持たせ、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないよう、目地を設ける等、陰影効果のある壁面の処理を工夫することにより、自然物や歴史的建造物の意匠との調和を図ること。		
	—	(5)原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とするとともに、通りごとの町並みのまとまりに配慮した意匠とすること。	(6)原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とすること。
	—	(7)伝統的建築物が比較的まとまって残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、その伝統的様式を継承し、もしくは取り入れた意匠とするように努めること。	—
色 彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みとの調和に配慮すること。		
	(2)周辺の自然の緑や、季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを用いること。	(3)屋根は、本地区における伝統的建築物の色彩と調和した黒色、灰色（いぶし銀）、こげ茶色、もしくはこれに類した落ち着いた色彩を用いるように配慮すること。	(4)本地区における伝統的建築物の色彩と調和した色彩を用いるように配慮すること。
		(5)外壁は、本地区における伝統的建築物の色彩と調和した白色、灰色、黒色、もしくは木材や石材、土等の自然素材が持つ色彩を基調とした落ち着いたものを用いるように配慮すること。	
	(6)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。		
	(7)屋外に設ける設備、工作等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。		

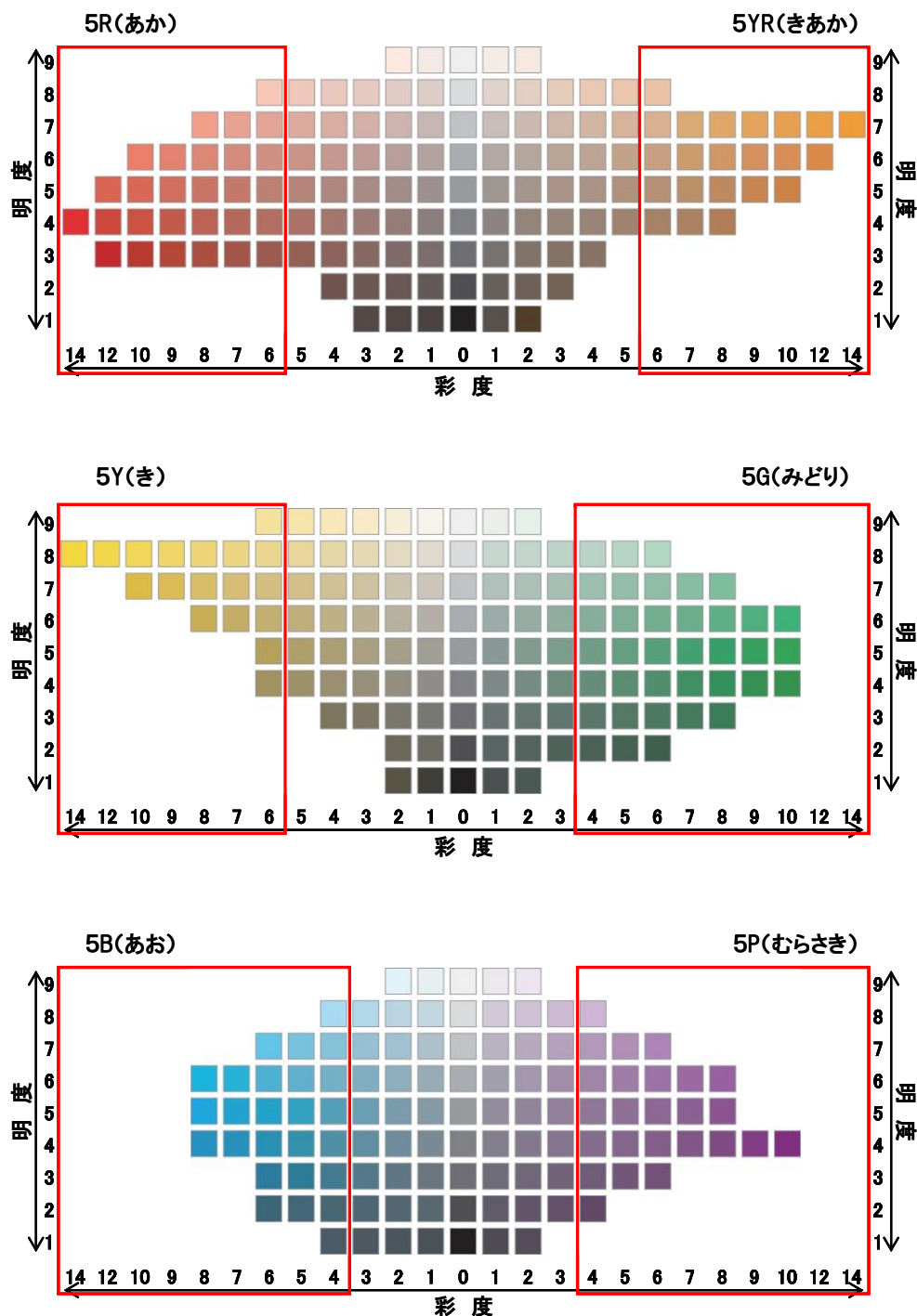
事項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
素材 及 び 材 料	(1) 歴史的建造物や山並みとの調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。		
	—	(2) 原則として屋根は和瓦葺き、もしくはこれに類した素材を用いること。	—
	(3) できるだけ、自然緑地景観を特徴づける石材、木材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の自然物との調和が図られるように配慮すること。	(4) できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。	
		(5) 伝統的建築物が比較的まともに残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、漆喰塗りや板張り等の地区の歴史的特性を活かした材料を取り入れるように努めること。	—
	(6) 耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいものを使用すること。		
	(7) 反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。		
敷地の 緑 化	(1) 敷地内は、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。		
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		
	(3) 建築物が周辺の山並みや町並み景観と融和し、良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。		
	(4) 敷地の周囲には、中・高木や生垣による緑化に努めること。また道路から後退してできる空間には、特に積極的に緑化措置を講じること。ただし、接道部等への緑化により町並みの連続性が損なわれる場合はこの限りでない。		
	(5) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めること。		
	(6) 敷地内の擁壁等構造物については、ツル性植物等による緑化に努めること。		
	(7) 駐車場は、植栽により緑化を図り、周辺景観に調和するように努めること。		
その他	大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。		



景観形成道路位置図

参考) けばけばしい色の範囲

本計画では、「けばけばしい色」をマンセル色票系において、R(あか)、YR(きあか)、Y(き)は彩度6以上、他は彩度4以上とする。



「けばけばしい色」の範囲図

- ※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。
- ※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。
- ※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。

2) 工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

・ 共通事項

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。		
	(2)山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。		
	(3)敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。		
	(4)樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に活かせるように配慮すること。		
形 態 ・ 意 匠	(1)歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。		
	—	(2)本地区の伝統的建築物と違和感のないものとするともに、意匠を工夫すること。	
色 彩	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
素 材 及 び 材 料	歴史的建造物や山並みとの調和に配慮した素材、材料を用いること。		
敷地の 緑 化	敷地内においては、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。		
その他	大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。		

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。		
	(2)目立つ位置への建設は、できるだけ控えること。		
	(3)山稜の近傍にあつては、 稜線を乱さないよう、尾 根からできるだけ低い位 置とすること。	(4)特に突出したものは、設置しないように努めるこ と。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)できるだけ簡素な形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、歴史的 建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。		
	(2)屋外に設けられる設備は、できるだけ目立たないようにすること。		
	(3)電波塔（その付帯設備を含む）の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リ ン酸処理を施したものとすること。		
	(4)敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等の落ち着いた色彩とすること。		
敷地の 緑 化	(1)道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木によ り、できるだけ修景緑化を図ること。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる 樹種とすること。		
	(3)電波塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。		

・自動車車庫の用に供する立体的な施設（立体駐車場等）

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。	(3)本地区への設置は避けること。	(1)道路からできるだけ多く後退すること。
	(2)目立つ位置への建設は控えること。		
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。		
	(2)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
敷地の緑 化	(1)道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

・ 広告板、広告塔その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1) 同一敷地内で複数の広告物を掲出する場合は、敷地境界線内で設置するとともに、隣接する相互においても統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。		
	(2) 突き出し広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。		
	(3) 屋上広告物については、屋上または塔屋等の水平投影面からはみ出さないようにすること。		
	(4) 壁面広告物は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告物は一壁面に一個とすること。		
規 模	(1) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくすること。		
	(2) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。		
形 態	(1) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないように努めること。		
	(2) 広告物は設置面との一体性を持たせるとともに、支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等による遮へいにより、その支持物等が見えない構造とすること。		
意 匠	(1) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。		
	(2) 突き出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一・調和を図るように努めること。		
色 彩	(1) けばけばしい色を避け、色数をおさえるとともに、単純な配色とすること。		(2) 本地区における伝統的建築物の色彩と調和を図ること。
	(3) 蛍光塗料は使用しないように努めること。		
	(4) 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。		
素 材 及 材 料	耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、歴史的建造物や山並みの景観への影響を与えないように努めること。		

・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	—	通りに面して駐車場等の開放された空き地を設ける場合は、歴史的な町並みに調和した門や塀等を設置し、町並みの連続性にできるだけ努めること。	—
形 態 ・ 意 匠	(1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠とすること。		
	(2) 垣、さく、塀については、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。	(3) 歴史的な雰囲気醸し出している土塀、漆喰壁、板塀、門等については、できるだけその保全及び連続性の確保に努めること。	
	(4) 擁壁については、道路に面して設ける場合には、できるだけ低いものとする。		
色 彩	垣、さく、塀については、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに建築物本体と調和のとれた色彩とすること。		
素 材 及 び 材 料	(1) 擁壁については、できるだけ石材等の自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。		
	(2) 垣、さく、塀については、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材の活用に努め、これにより難しい場合には、できるだけこれを模した仕上げとなるように工夫すること。	(3) できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。	
		(4) 通りに面して設ける塀、門は、和瓦葺きに努め、これにより難しい場合は、これに類したものをを用いること。	—
		(5) 通りに面して設ける塀、門は、土塀、漆喰壁、板塀等の地区の歴史的な特性を活かしたものとするように努めること。	

緑 化	(1)擁壁については、自然素材もしくはこれを模したものを使用できない場合は、前面又は壁面に緑化を施すなど、できるだけ修景緑化を図ること。	
	(2)垣、さく、塀については、生垣とできない場合は、できるだけ前面又は壁面に緑化を行うように努めること。	—

- ・電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1) ルートについては歴史的建造物や山並み景観への影響を緩和するように配慮するとともに、高さはできるだけ低く設置できるようなルートを選ぶこと。	(3)原則として、鉄塔は設置しないように努めること。	
	(2)鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。		
	(4)電柱は、できるだけ整理統合の方法を検討すること等により、極力目立たない位置となるように工夫すること。また、できるだけ歩道内や車歩道境界部分への設置を避けるように努めること。		
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)形態の簡素化を図ること。		
	(2)電柱、街灯等は、周囲の建築物と調和した意匠とすること。		
	(3)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
	(4)鉄塔、電柱の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとする。		
	(5)敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等落ち着いた色彩とする。		
敷地の緑化	鉄塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。		

- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵または処理する施設
- ・污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。	(3)本地区への設置は避けること。	
	(2)目立つ位置への建設は控えること。		
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。		
	(2)配管類は可能な限り外部に出さないようにすること。やむを得ず外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
	(3)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
敷地の緑化	(1)道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

- ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。	(3)本地区への設置は避けること。	
	(2)目立つ位置への建設は控えること。		
敷地の緑化	(1)道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

3) 土石の採取、鉱物の掘採

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
採取又は掘採の方法	(1)採取又は掘採に当たっては、周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観の影響を緩和するように配慮すること。	(4)土石の採取、鉱物の掘採は行わないように努めること。	
	(2)採取又は掘採に当たっては、できるだけ法面を大きくしないようにすること。		
	(3)行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。		
遮へい	行為中において、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように敷地の周囲には常緑の中・高木等による緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。		
事後措置	(1)採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。		
	(2)採取又は掘採に直接関係ない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めること。		
	(3)緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

4) 土地の形質の変更、水面の埋立

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。		
	(2) 土地の区画形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。		
	(3) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。		
	(4) 水面の埋立てや調整池によってできる護岸は、できるだけ石材等の自然素材、もしくはできるだけこれを模した素材とし、階段、緑化修景等を施し親水性の確保に配慮すること。		
敷地の緑化等	(1) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。		
	(2) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。		
	(3) 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。		
	(4) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

5) 木竹の伐採

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
伐 採 方 法	木竹の伐採を行う場合は、択伐方法などにより必要最小限に留め、敷地の周囲の樹木及び高さ 10m 以上又は枝張り 10m 以上の樹木は、できるだけ残すように努めること。		
事後の 緑 化	伐採を行った場合は、本地区の景観を良好に維持できるように伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）を講じること。		

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
堆積の 方 法	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともに、道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ遠隔地より堆積を始めること。	(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は行わないように努めること。	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともに、道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ遠隔地より堆積を始めること。
	(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、積み上げに際しては、整然とした堆積とすること。		(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、積み上げに際しては、整然とした堆積とすること。
遮へい	(1) 敷地の周囲には、常緑の中・高木を植栽し、できるだけ修景緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2) 事業所等における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の堆積は、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。		
	(3) 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

■駅周辺景観形成ゾーン

- 1) 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更

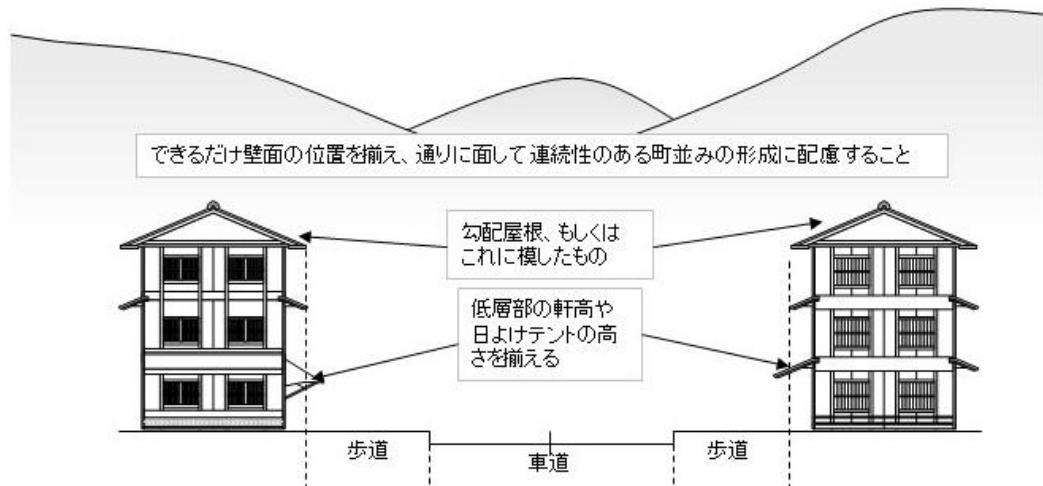
事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
基 本 事 項	(1) 来訪者に本市の第一印象を与え、また歴史的な町並みへつなぐ玄関口として、にぎわいの中にも落ち着きを感じられる魅力ある町並み景観の形成に努めること。	(2) 新たなまちなか生活エリアとして、愛宕山や松連寺の眺望を活かした潤いとゆとりのある町並み景観の形成に努めること。
位 置	(1) 城見通りの沿道は、道路境界線からできるだけ後退した位置とし、道路に面してゆとりのある空間を確保するように努めること。	(2) 道路境界線からできるだけ後退した位置とし、道路に面してゆとりのある空間を確保するように努めること。
	(3) 駅前大通りの沿道は、できるだけ壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。	—
	(4) 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。	
	(5) 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に活かせるように配慮すること。	
	(6) 太陽光パネル等を屋根面に設ける場合は、通りから目立たないように配置を工夫すること。	
規 模	(1) 城見通りの主要な交差点からの臥牛山の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。	(2) 高梁駅松連寺線からの愛宕山と松連寺の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。
	(3) 駅前大通りの沿道は、隣接する建築物の低層部の軒高や日よけテントの高さを揃えるなど、町並みの連続性に配慮すること。	—
形 態	(1) 周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の眺望景観と調和した外観とし、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。	
	(2) 城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。	
	(3) 勾配屋根、もしくはこれに模したものをできるだけ設けるように努めること。	(4) 原則として勾配屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。

※「駅前大通り・城見通り・高梁駅松連寺線の沿道」とは、道路に接し、この道路から眺望できる範囲を示す。

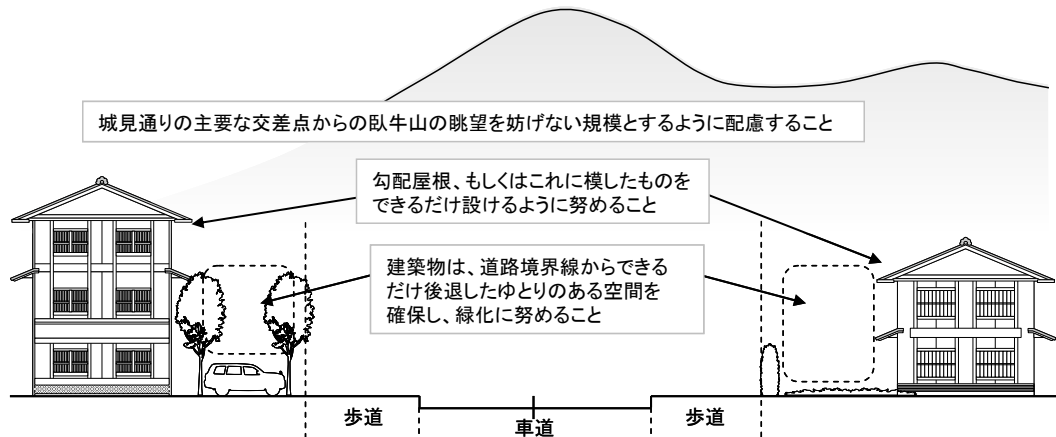
意 匠	(1) 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。
	(2) 周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の景観に調和した意匠とするように努めること。
	(3) 城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。
	(4) 外壁又は屋上に設ける設備は、格子又はルーバで覆う等により露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。
	(5) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。
	(6) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
色 彩	(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の景観との調和を図ること。
	(2) 城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材が持つ色彩を取り入れるように配慮すること。
	(3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。
	(4) 屋外に設ける設備、工作等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。
素 材 及 び 材 料	(1) 周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮し、かつ隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。
	(2) 城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材もしくはこれを模したもの等を取り入れるように配慮すること。
	(3) 耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいものを使用すること。
	(4) 反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。
敷地の 緑 化	(1) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努め、敷地内はできるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じ、樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	(3) 道路等の公共施設に面する部分は、積極的に緑化措置を講じること。
	(4) 敷地内の擁壁等構造物については、ソル性植物等による緑化に努めること。
	(5) 駐車場は、植栽により緑化を図り、周辺景観に調和するように努めること。

その他	大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。
-----	--

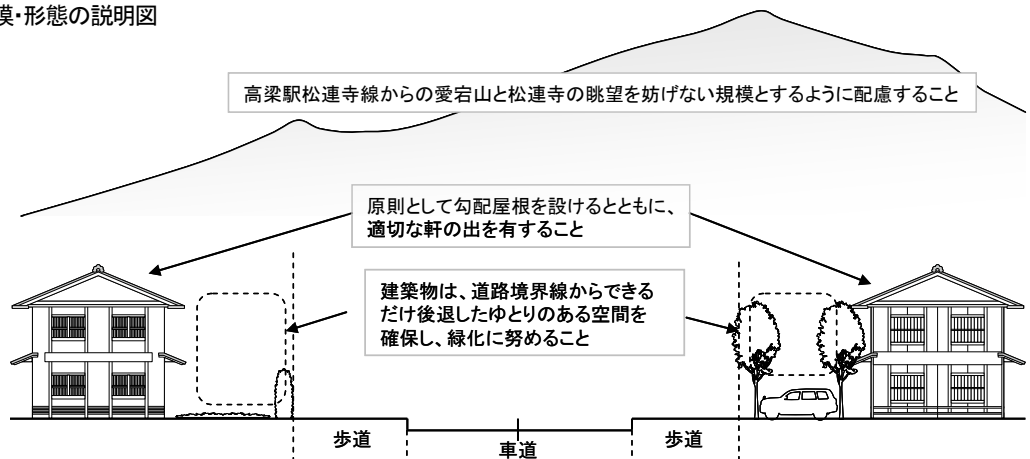
駅前大通り沿道
建築物の位置・規模・形態の説明図



城見通り沿道
建築物の位置・規模・形態の説明図



高梁駅松連寺線沿道
建築物の位置・規模・形態の説明図



2) 工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

・ 共通事項

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	(1) 道路境界線からできるだけ後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	
	(2) 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。	
	(3) 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に活かせるように配慮すること。	
規 模	主要な視点場からの優れた景観資源の眺望を妨げない高さ・規模とするように配慮すること。	
形 態 ・ 意 匠	背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠に工夫すること。	
素 材 及 び 材 料	背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。	
色 彩	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮すること。	
敷地の 緑 化	敷地内においては、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。	
その他	大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。	

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	(1) 道路からできるだけ後退すること。	
	(2) 目立つ位置への建設は、できるだけ控えること。	
	(3) 特に突出したものは、設置しないように努めること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1) できるだけ簡素な形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。	
	(2) 屋外に設けられる設備は、できるだけ目立たないようにすること。	
	(3) 電波塔（その付帯設備を含む）の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとすること。	
	(4) 敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等の落ち着いた色彩とする。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図ること。	
	(2) 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
	(3) 電波塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。	

- ・自動車車庫の用に供する立体的な施設（立体駐車場等）

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	道路からできるだけ多く後退すること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1) 高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。	
	(2) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等から遮へいを行うこと。	
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

・ 広告板、広告塔その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	(1) 同一敷地内で複数の広告物を掲出する場合は、敷地境界線内で設置するとともに、隣接する相互においても統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。	
	(2) 突き出し広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。	
	(3) 屋上広告物については、屋上又は塔屋等の水平投影面からはみ出さないようにすること。	
	(4) 壁面広告物は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告物は一壁面に一個とすること。	
規 模	(1) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくすること。	
	(2) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。	
形 態	(1) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないように努めること。	
	(2) 広告物は設置面との一体性を持たせるとともに、支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等による遮へい等により、その支持物等が見えない構造とすること。	
意 匠	(1) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。	
	(2) 突き出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一・調和を図るように努めること。	
色 彩	(1) けばけばしい色を避け、色数をおさえるとともに、単純な配色とすること。	
	(2) 蛍光塗料は使用しないように努めること。	
	(3) 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。	
素 材 及 び 材 料	耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、周辺の景観への影響を与えないように維持管理に努めること。	

・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置 ・ 形 態 ・ 意 匠	(1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠とすること。	
	(2) 擁壁については、道路に面して設ける場合には、できるだけ低いものとする。	
色 彩	垣、さく、塀については、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに建築物本体と調和のとれた色彩とすること。	
素 材 及 材 料	(1) 擁壁については、できるだけ石材等の自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。	
	(2) 垣、さく、塀については、城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材若しくはこれを模したもの等を取り入れるように配慮すること。	
緑 化	擁壁については、自然素材もしくはこれを模したものを使用できない場合は、前面又は壁面に緑化を施す等により、できるだけ修景緑化を図ること。	

- ・電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	電線類及び支持物は、極力目立たない位置となるように工夫すること。また、できるだけ歩道内や車歩道境界部分への設置を避けるように努めること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)形態の簡素化を図ること。	
	(2)電柱、街灯等は、周囲の建築物と調和した意匠とすること。	
	(3)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。	
	(4)鉄塔、電柱の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとする。	
	(5)敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等の落ち着いた色彩とする。	
敷地の緑化	鉄塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。	

- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- ・污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	本地区への設置は避けること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1) 高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。	
	(2) 配管類は可能な限り外部に出さないようにすること。やむを得ず外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。	
	(3) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。	
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

- ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	本地区への設置は避けること。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。	
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

3) 土石の採取、鉱物の掘採

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)
採取又は掘採の方法	土石の採取、鉱物の掘採は行わないように努めること。	
遮へい	行為中において、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように敷地の周囲には常緑の中・高木等による緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。	
事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。	
	(2) 採取又は掘採に直接関係ない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めること。	
	(3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

4) 土地の形質の変更、水面の埋立

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
変更後の形状	(1) 土地の区画形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。	
	(2) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。	
敷地の緑化等	(1) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。	
	(2) 敷地の外周については、できるだけ緑地の保全に努め、敷地内についてもできるだけ修景緑化を図ること。	
	(3) 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。	
	(4) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
堆積の方法	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともに、道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ遠隔地より堆積を始めること。	
	(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、積み上げに際しては、整然とした堆積とすること。	
遮へい	(1) 敷地の周囲には、常緑の中・高木を植栽し、できるだけ修景緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。	
	(2) 事業所等における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の堆積は、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。	
	(3) 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

(3) 吹屋周辺地区の景観形成基準

主要眺望地点	
①山神社跡前の道路面から1.5mの高さ	②成羽地域局吹屋連絡所前の道路面から1.5mの高さ
③下谷旧道交差部道路面から1.5mの高さ	④下谷橋中央面から1.5mの高さ
⑤旧吹屋小学校の正面玄関前から1.5mの高さ	⑥広兼邸楼門前から1.5mの高さ

1) 全ての大規模行為(植栽による遮へい措置により、主要眺望地点から望見されないこととなる場合を除く)

事 項	基 準
位 置	主要眺望地点から望見されない位置とすること。
規 模	主要眺望地点から望見されない規模とすること。

2) 建築物及び工作物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更）

事 項	基 準
位 置	(1) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 (2) 主要眺望地点からの見え方を軽減する配置とすること。 (3) 広告板等は主要眺望地点から望見されないこと。
規 模	高さをできるだけ抑えて、主要眺望地点からの見え方を軽減すること。
形 態	主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。
意 匠	(1) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 (2) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 (3) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。
色 彩	(1) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、周辺の自然や空に溶け込む色彩とすること。 (2) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とすること。 (3) 屋上工作物の色彩は、建築物本体との調和が図れるものとすること。
素材及び材料	(1) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないこと。 (2) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等が生じにくいものを使用すること。
敷地の緑化	敷地内においては、既存の樹木等についてはできるだけ残すよう努めるとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮した緑化に努めること。

3) 土石の採取、鉱物の掘採

事 項	基 準
採取又は掘採の方法	主要眺望地点からの見え方に配慮した土石の採取又は鉱物の掘採の方法とすること。
遮へい	敷地周囲の修景緑化に努めるなど主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。
事後措置	採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。

4) 土地の形質の変更、水面の埋立

事 項	基 準
変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。
	(2) 土地の区画形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。
	(3) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。
	(4) 水面の埋立てや調整池によってできる護岸は、できるだけ石材等の自然素材、もしくはできるだけこれを模した素材とし、階段、緑化修景等を施し親水性の確保に配慮すること。
敷地の緑化等	(1) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。
	(2) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。
	(3) 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。
	(4) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

5) 木竹の伐採

事 項	基 準
伐 採 方 法	木竹の伐採を行う場合は、主要眺望地点からの見え方に配慮し、択伐方法などにより必要最小限に留めるように努めること。
事後の緑化	伐採を行った場合は、本地区の景観を良好に維持できるように伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）を講じること。

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	基 準
堆積の 方 法	積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とするとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮し、積み上げの高さをできるだけ抑えること。
遮へい	敷地周囲及び擁壁等構造物についての修景緑化に努めるなど主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。

2. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針

本市には、地域の景観を特徴づけている建造物や樹木があります。その中でも地域の歴史を物語る景観資源や地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、魅力的な景観づくりの重要な要素になります。これらの建造物や樹木のうち、特に重要なもので、積極的に保全・活用が必要なものについて、景観重要建造物、景観重要樹木として指定します。指定の方針については、以下のとおりです。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることができる建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要建造物の指定の方針

- 1) 地域の自然や歴史・文化・風土などにより育まれた特徴的な外観を有し、地域景観の中でランドマークや核を形成すると考えられるもの。
- 2) 歴史や文化財としての価値にかかわらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- 3) 新たに周辺の自然景観などと調和した景観を創出し、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
- 4) 地域景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積みなどの造園技術、農林水産業の生産施設など、素材に地域の特産を使用しているもの、その時代の匠や職人の技が光るものなど。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要樹木の指定の方針

- 1) 地域のシンボルとして人々に愛され、自然や生活環境、美観、風致を維持するために重要な役割を担うと考えられるもの。
- 2) 種類、樹齢、植物学的価値や、自然保護的価値にかかわらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- 3) 新たに周辺の自然景観、建築物などと調和した地域イメージを生みだし、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。

3. 景観重要公共施設の整備に関する方針

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素の一つであり、本市のイメージをつくり上げるうえで大きな役割を果たします。良好な景観づくりに取り組んでいくために、公共施設の景観形成を積極的に進めることにより、行政が先導的な役割を担っていきます。

公共施設の整備にあたっては、国土交通省が示す分野毎の景観形成ガイドライン、岡山県公共事業等景観形成基準により整備を行うことを基本とし、景観形成上特に重要な公共施設については、景観重要公共施設に指定し、同ガイドラインなどのほか、本計画で定める整備方針に即して整備を行います。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設(道路、河川、公園など)の指定の方針を次のとおり定め、施設管理者と協議し同意を得た上で指定します。

- ・ 地域景観の骨格を形づくり、主要な構成要素となっている公共施設
- ・ 地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
- ・ 市民から親しまれ、地域のシンボルとなっている公共施設

(2) 景観重要公共施設の指定

上記の指定の方針に基づき、次の河川を景観重要公共施設に指定します。

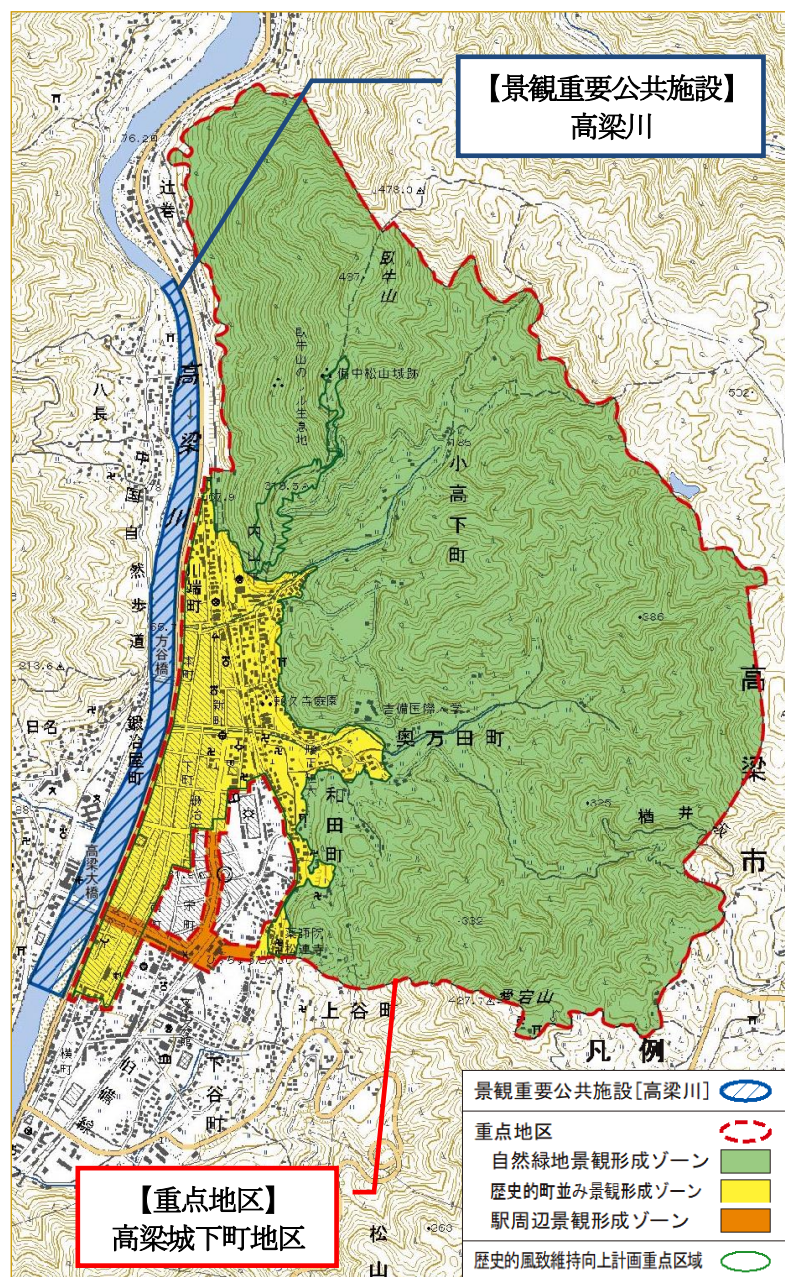
種 別	名 称
河 川	高梁川(高梁城下町地区に面して眺望できる区域)

(3) 景観重要公共施設【高梁川】の整備に関する方針

高梁城下町地区の両側は急峻な山々に囲まれ、県下三大河川の一つである高梁川が南北に貫流し、まちの骨格となっています。高梁川は古くから流域に多くの恵みをもたらし、人々の暮らしのそばにあり、高梁らしい良好な景観形成に欠かせない存在となり、広く市民に親しまれています。

重点地区である「高梁城下町地区」に隣接する高梁川を景観重要公共施設に指定し、整備にあたっては、瓦屋根と白壁で修景された堤防などのように周辺の歴史的景観に配慮するとともに、緑豊かな山並み景観との調和を図ることを基本として、次に掲げる事項に配慮することとします。

- ・ 周辺地域の景観資源との調和に十分配慮した整備を行います。
- ・ 周辺地域からの見え方や河川敷からの眺望に配慮した整備を行います。
- ・ 不法投棄の防止や雑木の伐採、草刈りなどの適正な維持管理に努めます。



景観重要公共施設【高梁川】位置図

第6章 景観まちづくりの推進

1. 連携と協働による景観まちづくり
2. 景観まちづくりの推進に向けた施策

1. 連携と協働による景観まちづくり

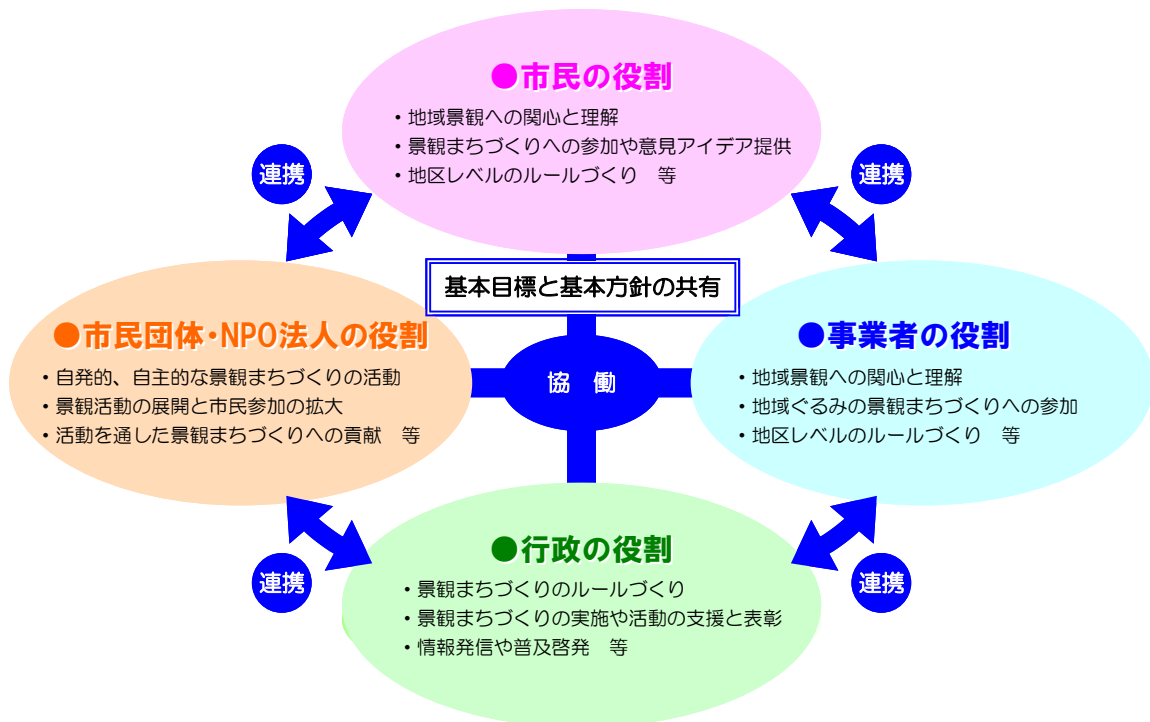
本計画で掲げた景観まちづくりの基本目標と基本方針、景観施策を次のような考え方に基づいて推進します。

市民、事業者、市民団体・NPO 法人、行政など

多様な人々との連携と協働による景観まちづくりの推進

本市の良好な景観を形成していくためには、多くの人々の理解と協力がなければ実現しません。一人ひとりが本市の共有の財産である景観の価値を認識し、計画に掲げた基本目標と基本方針を共有した上で、それぞれがお互いの役割を認め合い、できることから一步一步着実に進めていくことが必要です。

美しい自然と歴史の中で培われてきた本市の特色のある景観を守り、より美しく生き活きたものに育てていくため、連携と協働による景観まちづくりを推進します。



連携と協働による景観まちづくりのイメージ図

■市民、事業者、市民団体・NPO 法人、行政の役割

● 市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいところとしていくために、景観への関心と理解を持ち、地域のまちづくり活動へ参加し、景観に配慮した住まいづくりや暮らしの中で景観づくりを進めます。市民一人ひとりが自らできることを積極的に取り組みます。

● 事業者の役割

商業、工業、建設業、土木業などの事業者は、事業活動などを通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、屋外広告物などは周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、地域のまちづくり活動へ参加し、景観への関心と理解を持ち、良好な景観づくりを進めます。

● 市民団体・NPO 法人の役割

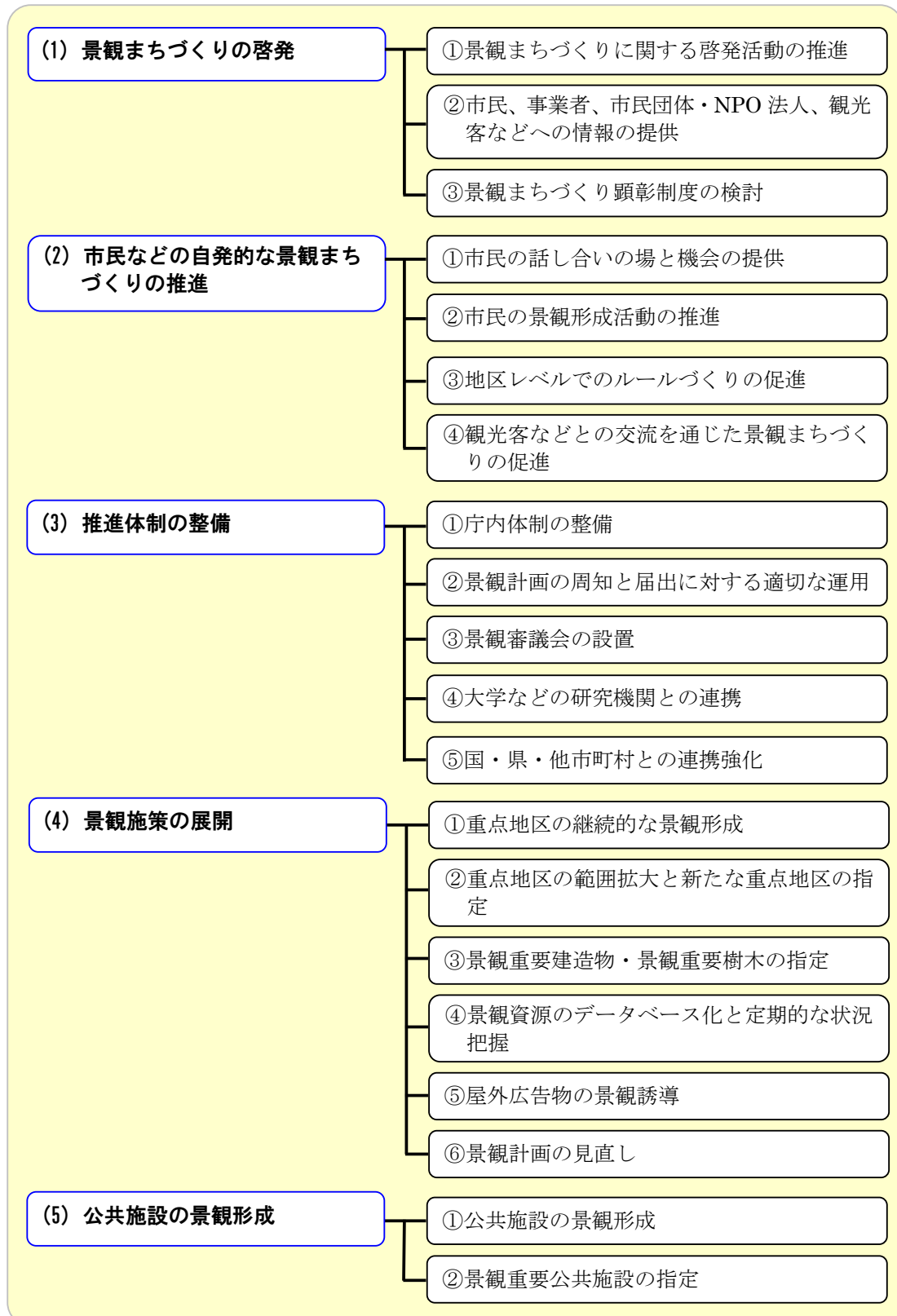
市民団体（各地域のまちづくり協議会、ボランティア団体など）、町内会、まちづくりを担う NPO 法人は、自発的、自主的な活動を通じて、景観まちづくりの担い手として、まちづくり活動の展開と市民への働きかけを通じて、良好な景観づくりに積極的に取り組みます。

● 行政の役割

行政は、良好な景観形成の取り組みを推進し、景観形成をリードする公共施設の整備や維持管理を行うとともに、市民、事業者、市民団体、NPO 法人との連携と協働を積極的に進めます。また、景観に関する情報発信や普及啓発活動などを通じて、景観まちづくり活動への支援、話し合いの場の創出などに取り組みます。

2. 景観まちづくりの推進に向けた施策

景観まちづくりの推進に向け、次のような施策を行います。



(1) 景観まちづくりの啓発

① 景観まちづくりに関する啓発活動の推進

本市では、これまで景観に関する講演会やシンポジウムなどを行い、景観まちづくりの啓発活動を進めてきました。今後も、継続して景観まちづくりに関する意識啓発を進めます。

② 市民、事業者、市民団体・NPO 法人、観光客などへの情報の提供

景観まちづくり活動の紹介、他の景観行政団体での取り組みを市民が気軽に情報を入手できるような行政窓口の設置や市ホームページへの掲載などの情報提供を行います。

また、観光客についても、市ホームページや観光協会ホームページ、観光パンフレット、観光ボランティアガイドなどを通じて、本市の景観まちづくりに関する情報の提供を行います。

③ 景観まちづくり顕彰制度の検討

市民、事業者、市民団体・NPO 法人による景観まちづくりの推進に向けて、景観形成の取り組み(景観まちづくりの活動、景観上優れた建造物、花いっぱい運動、美化運動など)に対する顕彰制度の創設を検討します。また、その選定や表彰にあたっては、市民参加による審査委員会を設置するなど、評価の仕組みづくりを検討します。

(2) 市民などの自発的な景観まちづくりの推進

① 市民の話し合いの場と機会の提供

本計画の作成にあたっては、市民参加の景観ワークショップを開催し、景観の良いところ、悪いところから景観上の問題点を捉え、地域のめざす景観の方向性と取り組みについて活発な意見交換を行いました。また、市民に対する景観アンケート調査では、景観づくりは重要とする回答が約 80%を占め、市民が景観へ高い関心を持っていることがうかがえました。

景観まちづくりを推進するため、市民の話し合いの場として、地域市民センターやコミュニティ施設の効果的な利用を促進します。また、町内会(集落)が行う活動拠点として地域集会所整備の支援、市職員や専門家の派遣、景観まちづくり講座の開設、景観ワークショップの開催などにより、市民の話し合いの場や機会の提供を進めます。



景観ワークショップ(吹屋周辺地区)



景観ワークショップ(高梁城下町地区)

② 市民の景観形成活動の推進

本市では、市民が主体となった清掃活動や花いっぱい運動、休耕地での菜の花やひまわりの栽培、町並み保存活動など様々な取り組みが行われています。

こうした市民の景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを進めます。

・市民一人ひとりの身近な景観形成活動の促進

生け垣や庭先の緑化、花植え、道路や水路の清掃・美化活動、草刈り、地域の町並み景観のルールづくりなど、市民一人ひとりの身近な景観形成活動の支援に努めます。

・景観形成活動の育成と支援

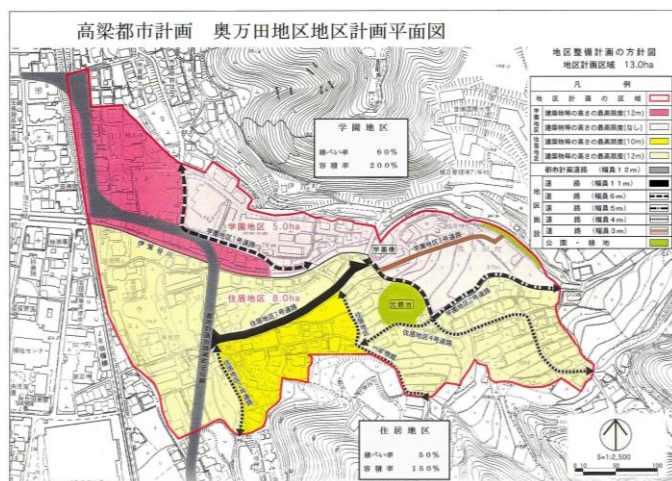
市内の景観形成活動を把握するとともに、市民の多様な景観形成活動の育成と支援に努めます。

③ 地区レベルでのルールづくりの促進

良好な市街地景観を維持していくためには、町内会や集落単位(地区レベル)での建物の用途や建て方、緑化についてのルールづくりが必要です。奥万田地区では、建築物の用途や形態・意匠、高さ、壁面位置、緑化などについて住民参加によるルールづくりが進められ、地区計画を定めて良好な居住環境を保っています。

また、商店街の魅力を高めるためには、建物や看板のデザイン、色彩について一定のルールづくりが望めます。

地区レベルでの良好な景観まちづくりへの市民発意、取り組みを支援し、地区計画や景観協定、建築協定、緑地協定などの活用による地域特性に応じたルールづくりの促進を図ります。



奥万田地区 地区計画平面図

地区整備計画の方針図
地区計画区域 13.0ha

凡 例	
地区計画の区域	
学園地区	建築物等の高さの最高限度(12m)
住居地区	建築物等の高さの最高限度(なし)
住居地区	建築物等の高さの最高限度(10m)
住居地区	建築物等の高さの最高限度(12m)
都市計画道路 (幅員12m)	
道 路 (幅員11m)	
道 路 (幅員6m)	
道 路 (幅員5m)	
道 路 (幅員4m)	
道 路 (幅員3m)	
公園・緑地	

④ 観光客などとの交流を通じた景観まちづくりの促進

農業体験、創作体験、環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの農村交流の促進を図るとともに、観光客などが地域の景観形成活動へ参加・協力する活動を支援します。



元仲田邸:農村型リゾート「備中宇治・彩りの山里」研修宿泊施設



耕作放棄地解消ツアー

(3) 推進体制の整備

① 庁内体制の整備

観光課を主管として、市民、事業者、市民団体・NPO 法人への景観に対する相談や窓口機能の充実を図ります。また、景観行政に関する連絡、協議、調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。



庁内体制図

② 景観計画の周知と届出に対する適切な運用

広報紙や市ホームページなどを活用して景観計画の周知を図ります。普通地区、重点地区それぞれの届出基準により届出された物件は、「景観形成基準」に基づき明確な審査・指導を行い、景観計画の適切な運用を通じて良好な景観形成を推進します。

③ 景観審議会の設置

景観の専門家や関係機関、市民などから構成する景観審議会を設置します。この審議会では、景観法に基づく届出の審査をはじめ、重点地区の設定、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、景観計画の見直しなどの重要事項について審議を行います。

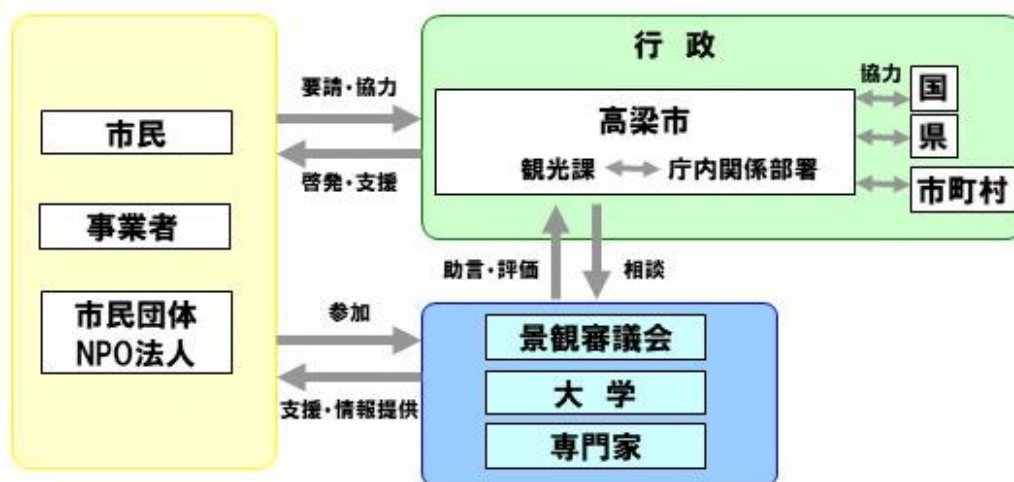
④ 大学などの研究機関との連携

吉備国際大学、明治大学などの教育研究機関と連携し、耕作放棄地や空き家・空き店舗の活用、歴史的な町並み保存・活用の調査研究を通じて、研究的な視点、若者の視点、研究者や学生と住民との交流の視点など、様々な視点から景観まちづくりに取り組みます。

⑤ 国・県・他市町村との連携強化

国や県、他市町村との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や管理、各種事業の実施、先進的な取り組みなどの景観形成に関する情報収集などに取り組みます。

また、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、本市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。



景観まちづくり推進体制図

(4) 景観施策の展開

① 重点地区の継続的な景観形成

「高梁城下町地区」「吹屋周辺地区」を重点地区とし、継続的な景観形成を図ります。高梁市歴史的町並み保存地区整備事業及び吹屋伝統的建造物群保存地区の修景補助を継続して進めます。

また、景観法に定められた「景観地区」「準景観地区」への発展的展開を検討していきます。

② 重点地区の範囲拡大と新たな重点地区の指定

今後、良好な景観形成をより一層進めていくために、地域住民との協議を重ね、合意形成を図りながら順次、新たな重点地区の指定や範囲の拡大を検討します。

③ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観重要建造物・景観重要樹木の指定を推進し、適切な維持管理により、地域の良好な景観形成を図ります。

④ 景観資源のデータベース化と定期的な状況把握

本市の優れた景観について、市民公募による「高梁市景観百選」の選定や「高梁フォトコンテスト」の開催などを通じて、景観資源を収集・整理しデータベース化に努めます。

また、優れた景観の定期的な状況把握を行うことにより、景観資源の保全を図ります。

⑤ 屋外広告物の景観誘導

屋外広告物は多様な情報を提供するだけでなく、地域のにぎわいや活気を演出するなど、景観形成上において重要な要素となっています。

一方で、屋外広告物の乱立や無秩序な掲出は周辺の良好な景観を阻害する要因にもなります。

本市の良好な商業地景観の創出、自然景観、歴史・文化景観との調和を図るため、岡山県屋外広告物条例に従い、屋外広告物の表示方法などを適正に規制・誘導します。

⑥ 景観計画の見直し

上位計画などの変更や重点地区の指定などにより必要に応じて景観計画の見直しを行います。景観計画の見直しにあたっては、景観審議会に諮ることとします。

(5) 公共施設の景観形成

① 公共施設の景観形成

公共施設の整備にあたっては、国土交通省景観形成ガイドライン及び岡山県公共事業等景観形成基準により整備を行うことを基本とし、質の高い公共施設の景観形成をめざします。

② 景観重要公共施設の指定

河川や道路、公園などの景観上重要な公共施設は、国、県などの管理者と協議を行い景観重要公共施設の指定を進め、周辺景観と調和した魅力的な公共施設の景観形成を図ります。

高梁市 産業経済部 観光課

〒716-0039 岡山県高梁市旭町1335-7

TEL 0866-21-0257

E-mail rekishimachi@city.takahashi.lg.jp